

2019 シリーズ規則書

2019年2月22日 発行

2019年3月 6日 改訂 ※第20条1項の表内下線部

2019年3月29日 改訂 ※第11条2項の下線部





DENSO







































目次

公示	
共通規定	
シリーズ፤	直両規定 13
C-1	(NHP10)17
C-2	(NCP131)22
C-2	(NCP91)27
C-3	(ZN6)32
E-1	(NCP131)37
E-1	(NCP91)38
E-2	(ZN6)39
E-3	(トヨタ車 1,500cc 以下)40
E-4	(トヨタ車 1,501cc 以上)41
OPEN	N(全メーカー 気筒容積区分無し)42
競技規定	44

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2019 公示

本競技会は、FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその付則、本シリーズ規則、各地区大会の特別規則に従って開催される。

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2019 共通規定

第1条 イベントおよび競技会の名称・開催日およびその地域

1.1) 定義

本競技は以下の大会からなる。その他本条 1-7 は独立したイベントとして実施され、詳細は本条以下に示す。

1.1-1) 大会名称 TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge (オリジナル)

全シリーズを通じての全大会名称または単独開催となる特定の大会名称を TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge とし、 略称を TGRRC もしくは RC とする。

大会開催形式別の単独開催となる特定の大会名称はオリジナルとする。

1.1-2) 大会名称 TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Cup (カップ)

各戦にてクラス編入や併催の形式にて開催される場合、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Cup とし、略称を TGRRCC もしくは RC-C とする。

大会開催形式別の名称はカップとする。

1.1-3) 大会名称 TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup (ジョイントカップ)

指定大会の戦績を事後表彰する形式にて開催される場合、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup とし、 略称を TGRRCJC もしくは RC-JC とする。

大会開催形式別の名称はジョイントカップとする。

1.1-4) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge シリーズ

当該シリーズは、1.2-1 に示すカレンダーに従って実施され、オリジナルとカップから構成される。 賞典およびシリーズポイントは競技規定 36 条に従う。

1.1-5) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup 北海道シリーズ

当該シリーズは 1.2-2 に示すカレンダーに従って実施され、賞典およびシリーズポイントは競技規定 36 条に従う。

1.1-6) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup 九州シリーズ

当該シリーズは 1.2-2 に示すカレンダーに従って実施され、賞典およびシリーズポイントは競技規定 36 条に従う。

1.1-7) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 特別戦

当該シリーズは 1.2-3 に示すカレンダーに従って実施され、当該イベントの詳細は別途公示する。

1.2) 開催日程・概要

各シリーズ・各大会は下記の通り開催される。

1.2-1) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup 開催日程

下記の通り開催する。

参加申込の選考および賞典・シリーズポイントの付与については本規則書第11条および第36条に従う。

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge シリーズ 開催日程

ラウン	ンド			日程			場所		距離		開催形式
安芸高田	%1	3	月	24	日	(日)	広島県内	約	50	km	カップ
八ヶ岳 茅野		4	月	13	日	(土)	長野県内	約	100	km	オリジナル
		4	月	14	日	(日)					
恐竜 勝山		5	月	25	日	(土)	福井県内	約	120	km	カップ
		5	月	26	日	(日)					
蘭越 ニセコ		6	月	8	日	(土)	北海道内	約	90	Km	オリジナル
		6	月	9	日	(日)					
渋川		6	月	29	H	(土)	群馬県内	約	80	km	オリジナル
		6	月	30	H	(日)					
弘前	 2	7	月	13	日	(土)	青森県内	約	120	km	カップ
		7	月	14	日	(日)					
石狩	% 3	7	月	28	日	(日)	北海道内	約	100	km	カップ
高岡 万葉		8	月	3	日	(土)	富山県内	約	100	km	カップ
		8	月	4	日	(日)					
唐津	%4	8	月	31	日	(土)	佐賀県内	約	120	km	カップ
		9	月	1	日	(日)					
丹波篠山	% 5	9	月	14	日	(土)	兵庫県内		150	Km	カップ
		9	月	15	日	(日)					
富士山すその)	10	月	5	日	(土)	静岡県内		120	Km	オリジナル
		10	月	6	H	(H)					

- ※1 2019 年 JAF 中四国ラリー選手権第1戦 / JMRC 中国・四国ラリーシリーズ第1戦 「2019 ラリー in 安芸高田」 内へクラスを編入
- ※2 2019 年 JAF 東日本ラリー選手権第 7 戦 / JMRC 東北ラリーシリーズ第 2 戦 「2019 ツール・ド・東北」 内へクラスを編入
- ※3 2019 年 JAF 北海道ラリー選手権第 4 戦 / JMRC 北海道ラリーシリーズ第 4 戦 「EZO SUMMER RALLY 2019」 内へクラスを編入
- ※4 2019 年 JAF 九州ラリー選手権第 5 戦 / JMRC 九州ラリーチャンピオンシリーズ第 5 戦 「グラベルマインドラリー2019 in 唐津」内へクラスを編入
- ※5 2019 年 JAF 中部近畿ラリー選手権第 5 戦 / 2019 年 JMRC 近畿 SS ラリーシリーズ第 3 戦 「第 40 回神大ラリー」 内へクラスを編入

1.2-2) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup 開催日程

本規則書第 10 条および第 12 条に定める車両クラスのうち E-3 および E-4 クラスの参加を認める。

なお、第13条に定めるE-3およびE-4の車両規定に合致すれば他の車両クラスの車両についても参加は認められる。(例:RCシリーズで参加中のアクアは通常C-1クラスであるが、車両規定に合致すればE-3クラスで参加可能。)

ただし、走行するクラスは各地区戦の規定に準ずる。

下記指定大会のリザルトより、本規則書第36条5項に定めるシリーズ・エントリーを行った者を抽出し、抽出者のみで戦績の事後集計を行い、各シリーズのポイントランキングを公開する。

賞典・シリーズポイントの付与については本規則書第36条に従い、シリーズ成績優秀者は本条に定める特別戦へ招待される。 詳細や変更がある場合には別途公示を行う。

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup 北海道シリーズ 開催日程

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			~,	0			- cab 400-4		P 4 1713	
	ラウンド				日程			場所		距離	
第 1	戦	% 6	1	月	27	日	(日)	北海道内	約	60	km
第 2	戦	% 7	2	月	24	日	(日)	北海道内	約	60	km
第 3	戦	%8	5	月	12	日	(日)	北海道内	約	80	km
第 4	戦	 %9	7	月	28	日	(日)	北海道内	約	180	km
第 5	戦	%10	8	月	31	日	(土)	北海道内	約	150	km
			9		1	日	(日)				
第 6	戦	%11	10	月	12	日	(土)	北海道内	約	100	km
			10	月	13	\Box	(日)				

- ※6 2019 年 JAF 北海道ラリー選手権第 1 戦 / JMRC 北海道ラリーシリーズ第 1 戦 「北海道ブリザードラリー」 への参加者を対象に施策を実施
- ※7 2019 年 JAF 北海道ラリー選手権第 2 戦 / JMRC 北海道ラリーシリーズ第 2 戦 「第 33 回 EZO ENDLESS RALLY」 への参加者を対象に施策を実施
- ※8 2019年 JAF 北海道ラリー選手権第3戦 / JMRC 北海道ラリーシリーズ第3戦 「Super Tarmac 2019」
 への参加者を対象に施策を実施
- ※9 2019 年 JAF 北海道ラリー選手権第 4 戦 / JMRC 北海道ラリーシリーズ第 4 戦 「EZO SUMMER RALLY 2019」
 への参加者を対象に施策を実施
- ※10 2019 年 JAF 北海道ラリー選手権第 5 戦 / JMRC 北海道ラリーシリーズ第 5 戦 「2019 ARK Sprint300」 への参加者を対象に施策を実施
- ※11 2019 年 JAF 北海道ラリー選手権第 6 戦 / JMRC 北海道ラリーシリーズ第 6 戦 「とかち 2019」 への参加者を対象に施策を実施

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup 九州シリーズ 開催日程

ラウン	/ド			日程			場所		距離	
第 1 戦	%12	3	月	23	日	(土)	福岡県内	約	130	km
		3	月	24	日	(日)				
第 2 戦	%13	4	月	27	日	(土)	宮崎県内	約	150	km
		4	月	28	日	(日)				
第 3 戦	%14	5	月	18	日	(土)	福岡県内	約	150	km
第 4 戦	%15	6	月	15	日	(土)	佐賀県内	約	140	km
		6	月	16	日	(日)				
第 5 戦	%16	8	月	31	日	(土)	佐賀県内	約	120	km
		9	月	1	日	(日)				
第 6 戦	 17	10	月	5	日	(土)	大分県内	約	150	Km
		10	月	6	H	(日)				

- ※12 2019 年 JAF 九州ラリー選手権第 1 戦 / JMRC 九州ラリーシリーズ第 1 戦 「MCA CAPRICCIO 2019」への参加者を対象に施策を実施
- ※13 2019 年 JAF 九州ラリー選手権第 2 戦 / JMRC 九州ラリーチャンピオンシリーズ第 2 戦 「ひむかラリー2019」 への参加者を対象に施策を実施
- ※14 2019 年 JAF 九州ラリー選手権第3戦 / JMRC 九州ラリーチャンピオンシリーズ第3戦 「2019 ACK SPRING ラリー」 への参加者を対象に施策を実施
- ※15 2019 年 JAF 九州ラリー選手権第4戦 JMRC 九州ラリーチャンピオンシリーズ第4戦 「第31回 FMSC マウンテンラリー2019」への参加者を対象に施策を実施
- ※16 2019 年 JAF 九州ラリー選手権第 5 戦 / JMRC 九州ラリーチャンピオンシリーズ第 5 戦「グラベルマインドラリー2019 in 唐津」への参加者を対象に施策を実施
- ※17 2019年 JAF 九州ラリー選手権第6戦 / JMRC 九州ラリーチャンピオンシリーズ第6戦 「EAST 九州 2019」 への参加者を対象に施策を実施
- ※18 2019 年 JAF 九州ラリー選手権第 7 戦 / JMRC 九州ラリーチャンピオンシリーズ第 7 戦 「ACK KIT 北九州ラリー2019」への参加者を対象に施策を実施

1.2-3) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 特別戦 開催日程

本大会は各シリーズ成績上位者および全参加者による特別大会とし、 参加申込の選考および賞典・シリーズポイントの付与については本規則書第 11 条および第 36 条に従う。

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 特別戦 開催日程

			,					_		
	ラウンド			日程			場所		距離	
豊田		10	月	26	日	(土)	愛知県内	約	120	km
		10	月	27	Н	(日)				

1.2-4) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 年間表彰式 開催日程

シリーズ表彰式は 10月 26日(土)に開催する。

詳細や変更がある場合には別途公示を行う。

第2条 競技種目・格式

ラリー競技開催規定の付則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー 準国内格式および国内格式

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge シリーズ オーガナイザー

ラウンド	オーガナイザー名称	所在地	代表者
安芸高田	ラリークラブ広島(R.C.H)	広島県安芸郡海田町南大正町 5-19-905	松井 繁往
八ヶ岳 茅野	チーム上高地(K.A.P.S)	長野県安曇野市豊科南穂高 4384-1	小口 貴久
恐竜 勝山	チーム・プロクルーズ(T-PROCREWS)	埼玉県比企郡嵐山町鎌形 1607-7	橋山 信吾
蘭越 ニセコ	アーク・オートクラブ・オブ・スポーツ(TEAM ARK)	札幌市東区北 28 条東 5 丁目 3-18	竹道 雄康
渋川	チーム アルパイン群馬(TAG)	群馬県前橋市荒巻町 1-36-12	角田 大輔
弘前	コルト・モータースポーツクラブ青森(CMSC 青森)	青森県弘前市大字賀田 1-15-2	鶴ヶ谷 慶市
石狩	モータースポーツクラブ.エゾ(EZO)	北海道札幌市南区澄川 3 条 2 丁目 4-1	伊藤 信之
高岡 万葉	エースナビゲーター&ドライバーズ(AND) ※1	富山県南砺市梅ケ島 250	野村 公成
唐津	グラベルモータースポーツクラ(GRAVEL)	福岡県宗像市鐘崎 647	七田 定明
丹波篠山	神戸大学体育会自動車部(Team-Shindai)	兵庫県神戸市灘区六甲町台 1-1	大津 知也
富士山すその	チーム・プロクルーズ(T-PROCREWS) ※2	埼玉県比企郡嵐山町鎌形 1607-7	橋山 信吾

※1 共催: モータースポーツチーム PUMA (PUMA)

※2 共催: チームテイクス (TAKE'S)

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup 北海道シリーズ オーガナイザー

ラウンド	オーガナイザー名称	所在地	代表者
第 1 戦	AG.メンバーズスポーツクラブ(AG.MSC 北海道)	札幌市白石区本通 18 丁目北 3-88	田畑 邦博
第 2 戦	モータースポーツクラブ.エゾ(EZO)	札幌市東区北17条東7丁目1-10-403号室	伊藤 信之
第 3 戦	ラリーチーム・カンサー(R.T.C.)	帯広市西17条北1丁目37-20	西川 雅敏
第 4 戦	モータースポーツクラブ.エゾ(EZO)	札幌市東区北17条東7丁目1-10-403号室	伊藤 信之
第 5 戦	アーク・オートクラブ・オブ・スポーツ(TEAM ARK)	札幌市東区北28条東5丁目3-18	竹道 雄康
第 6 戦	ラリーチーム・カンサー(R.T.C.)	帯広市西17条北1丁目37-20	西川 雅敏

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup 九州シリーズ オーガナイザー

ラウンド	オーガナイザー名称	所在地	代表者
第 1 戦	モータリストクラブあかしや (MCA)	福岡県北九州市小倉南区志井 2-9-28	斉藤 龍
第 2 戦	ルート.10.延岡(R-10-N)	宮崎県延岡市北一ヶ岡 2-5-8	土田 孝男
第 3 戦	北九州オートクラブ(ACK)	福岡県北九州市戸畑区新池2丁目5-37	徳尾 三郎
第 4 戦	福岡モータースポーツクラブ(FMSC)	福岡県福岡市南区老司2丁目6-36-3	星野 元
第 5 戦	グラベルモータースポーツクラブ(GRAVEL)	福岡県宗像市鐘崎 647	七田 定明
第 6 戦	ラリークラブオオイタ(RC-大分)	大分県臼杵市大字稲田中尾下 1000-1	三重野 正治

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 特別戦 オーガナイザー

ラウンド	オーガナイザー名称	所在地	代表者
豊田	チームシロキヤ(SHIROKIYA) ※3	愛知県豊田市宝町玉泉80番2	金子 敏邦

※3 共催: トヨタオートスポーツクラブ (TEAM-TASC)

第4条 参加台数・参加申込期間

4.1) 定義

各大会の参加台数および参加申込期間は本条以下に示す。

なお、各大会における参加台数は各特別規則書記載の台数をもって確定とする。

また、申込期間における受付時間は開始日午前10時から終了日午後5時と定め、開始以前/締切以降の申込は無効とする。

4.2) 各大会 参加台数・参加申込期間

ラウンド		参加台数						申込	抽朗				
								十匹					
安芸高田	*	75 台	2	月	22	日	(金)	\sim	3	月	7	日	(木)
八ヶ岳 茅野		90 台	3	月	15	日	(金)	\sim	3	月	28	日	(木)
恐竜 勝山		90 台	4	月	26	日	(金)	\sim	5	月	9	日	(木)
蘭越 ニセコ		75 台	5	月	10	日	(金)	\sim	5	月	23	日	(木)
渋川		90 台	5	月	31	日	(金)	\sim	6	月	13	日	(木)
弘前	*	75 台	6	月	14	日	(金)	\sim	6	月	27	日	(木)
石狩	*	75 台	6	月	28	日	(金)	\sim	7	月	11	日	(木)
高岡 万葉	*	90 台	7	月	5	日	(金)	\sim	7	月	18	日	(木)
唐津	*	90 台	8	月	2	日	(金)	\sim	8	月	20	日	(火)
丹波篠山	*	90 台	8	月	16	日	(金)	\sim	8	月	29	日	(木)
富士山すその		90 台	9	月	6	日	(金)	\sim	9	月	19	日	(木)
※ 参加台数/	+##157	- 全との全計											

※ 参加台数は地区大会との合計

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup 北海道シリーズ 参加台数・参加申込期間

ラウンド	参加台数						申込	期間				
第1戦	75 台	12	月	28	日	(金)	\sim	1	月	10	日	(木)
第 2 戦	75 台	1	月	25	日	(金)	\sim	2	月	7	日	(木)
第 3 戦	75 台	4	月	12	日	(金)	\sim	4	月	25	日	(木)
第 4 戦	75 台	6	月	28	日	(金)	\sim	7	月	11	日	(木)
第 5 戦	75 台	8	月	2	日	(金)	\sim	8	月	15	日	(木)
第 6 戦	75 台	9	月	13	日	(金)	\sim	9	月	16	日	(木)

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup 九州シリーズ 参加台数・参加申込期間

ラウンド	参加台数							申込	期間				
第 1 戦	75 台	2	2	月	22	日	(金)	\sim	3	月	15	日	(金)
第 2 戦	75 台	3	3	月	29	日	(金)	\sim	4	月	19	日	(金)
第 3 戦	75 台	4	4	月	19	日	(金)	\sim	5	月	10	日	(金)
第 4 戦	75 台	Ţ	5	月	17	日	(金)	\sim	6	月	7	日	(金)
第 5 戦	90 台	{	8	月	2	日	(金)	\sim	8	月	23	日	(金)
第 6 戦	75 台	Ç	9	月	6	\Box	(金)	\sim	9	月	27	日	(金)

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 特別戦 参加台数・参加申込期間

		 1.0.00	- m-		- MA	_, ,,,,,					
ラウンド	参加台数					申込	期間				
豊田	90 台	9	月 2	7 E	(金)	\sim	10	月	10	日	(木)

4.3) シリーズ・エントリー 申込期間

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge シリーズ・エントリー 参加申込期間

シリーズ	申込期間										
TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge シリーズ	2	月	22	日	(金)	\sim	10	月	10	日	(木)

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup シリーズ・エントリー 参加申込期間

io io ini or iiio i iiio iiigo iii	т				_			, 401-0		
シリーズ					申込斯	間				
北海道シリーズ 九州シリーズ	12 月	28	日	(金)	~	9	月	27	日	(金)

第5条 競技スケジュール

原則 1DAY とし、詳細は特別規則書に明記する。

第6条 大会役員

各大会特別規則書に明記する。

第7条 競技役員

各大会特別規則書に明記する。

第8条 公式通知

本規則書および各地区大会特別規則書に記載されていない競技運営に関する規則および指示は、公式通知によって指示される。

第9条 参加申込・参加料および保険

本条の通り定める。

9.1) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup 参加費

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup の参加費は以下の通りとする。 価格の変更を行う場合は、予め別途公示を行う。

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 参加費					
一般:35,000 円(消費税別)	消費税(8%)込 37,800 円				
学生:30,000 円(消費税別)	消費税(8%)込 32,400 円				

[※]クルー (ドライバー、コ・ドライバー2名分)の昼食付き。

9.2) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup 参加費

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup の参加費は各大会特別規則書に明記する。

9.3) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup **参加費のキャッシュバック** 参加費のキャッシュバックは下記の 2 大会に適用され、キャッシュバック金額は 30,000 円とする。

- ・ TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2019 in 蘭越 ニセコ
- · TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2019 Cup in 石狩

9.3-1) 参加費のキャッシュバック対象者

参加費のキャッシュバックは下記の条件をみたすものを対象とする。

- 1. 競技参加車両の車検証に記載されている所有者の氏名が参加クルーのうち、ドライバーかコ・ドライバーの氏名であること。
- 2. 競技参加車両の車検証に記載されている所有者の住所が北海道、青森県、岩手県、秋田県でないこと。
- 3. 参加費の振込および、領収書の発行がある場合に、クルーの個人名以外でないこと。

ローンなどにより所有者が個人名で無い場合はその旨を文章で TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 事務局 (以下、TGRRC 事務局)に提出し、TGRRC での審議により認められた場合はこの限りではない。

開催ラウンド	蘭越 ニセコ	石狩
キャッシュバック金額	30,000 円	30,000 円
対象都道府県 (競技参加車両の所有者住所)	北海道 青森県 岩手県 秋田県 を除く	北海道 青森県 岩手県 秋田県 を除く

[※]施設入場料、有料道路通行料は含まれない。

[※]学生(2 名共,専門学校生を含む)は申込時に学生証コピーを添付する事。

9.3-2) 参加費のキャッシュバックの申請

クルーは各大会終了後、電子メールにて TGRRC 事務局へ 2 週間以内に事後申請を行う。

ただし、TGRRC事務局の判断により正当性を認められる事後の申請についてはこれを認める場合がある。 申請者は当該大会に参加したクルーに限られ、免許証や車検証のコピーなどの本人確認書類の提出を求められる場合がある。

9.4) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup 参加申込方法および申込先

(1) 下記①②いずれかの方法で参加申込書/車両申告書を入手し記入を行う。

初参加の際はシリーズ・エントリー申請書も同様に入手すること。

なお、申込前に予め公式ホームページより特別規則書を確認し熟知しなければならない。

①オンライン申込

②郵送

(2) 記入済みの各種書式を TGRRC 事務局へ送付する。

参加費のお支払が無い場合はキャンセルとなります。

①オンライン申込:ページ内フォームから送信

3 営業日以内に振込先案内メールが届かない場合は、事務局までお問合せ下さい。

②郵送での申込 :参加費を付して現金書留を送付

(3) サービス申請において、複数の車両を共通のサービスチームで申請する場合は、

チーム代表者が Web サイト経由または FAX にて送付する。

(4) 参加受理書は事務局より大会開催6日前までに申請者に送付される。

<申込書請求先・申込先> TGRRC 事務局 (株式会社プロクルーズ内) 〒355-0225 埼玉県比企郡嵐山町鎌形 1607-7 TEL: 0493-61-1185 FAX: 0493-61-1186 URL: http://toyotagazooracing.com/jp/rallychallenge/

9.5) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup 保険の加入

参加する場合、本競技において有効な任意保険または共済等の加入を義務付ける。加入を希望する場合、大会によって下記いずれかの方法により問い合わせのうえ加入をすること。

(1) ラリーに有効な任意保険に加入済の参加希望者

参加申込の際に保険証書または、領収証のコピーを添付もしくは同封すること。

(2) ラリーに有効な任意保険に未加入のクルー

[TGRRC事務局案内の保険を希望するクルー]

参加申込前に「ラリー保険見積依頼書」を豊通保険パートナーズに提出し、保険内容・金額を確認し、 参加申込の際に見積回答書を添付もしくは同梱すること。

なお、保険費用の確認については各大会申込締切日の3日前までに行うこと。

[JMRC ラリー共済を希望するクルー]

使用の可否を事前に TGRRC 事務局まで問い合わせこと。

9.6) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup 参加申込方法および申込先

- (1) シリーズ・エントリー申請書を公式 web サイトより入手し記入を行う。
- (2) 記入済みの申請書を web サイト経由・メールまたは FAX にて送付する。
- (3) 各大会特別規則書を熟読のうえ指示に従って参加申込を行う。

公式 web サイト/シリーズ・エントリーに関するお問い合わせと宛先					
<申込書請求先・申込先>	TGRRC事務局 (株式会社プロクルーズ内)				
	〒355-0225 埼玉県比企郡嵐山町鎌形 1607-7				
	TEL: 0493-61-1185 FAX: 0493-61-1186				
	URL: http://toyotagazooracing.com/jp/rallychallenge/				

北海道シリーズに関する	北海道シリーズに関するお問い合わせ							
<申込書請求先・申込先>	JAF 北海道地域クラブ協議会 (JMRC 北海道)							
	担当:古川 雅徳							
	〒005-0003 北海道札幌市南区澄川 3 条 2 丁目 4-1 サニービル 1F							
	TEL/FAX: 011-822-0610							
	e-mail: jmrc_h@webarista.net							
	URL: http://jmrc-hokkaido.org/							
	※毎週 月・水・木 13:00~18:30 (来訪の際は要事前連絡)							

九州シリーズに関するお問い合わせ						
<申込書請求先・申込先>	JAF 九州地域クラブ協議会 (JMRC 九州)					
	担当:新村 智子					
	〒814-0015 福岡県福岡市早良区室見 5-12-27					
	TEL: 092-841-7645 FAX: 092-841-7815					
	e-mail: here@jmrc-kyushu.gr.jp					
	URL: www.jmrc-kyushu.gr.jp					

9.7) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup 保険の加入

各大会特別規則に準ずる。

第10条 参加・クラス/シリーズポイントの制限

本条の通り定める。

10.1) クルー(ドライバー、コ・ドライバー)の参加資格

クルーは下記資格を有していなければならない。

- ①日本国内で有効な普通自動車以上の運転免許
 - コ・ドライバーとしてのみの参加であっても、当該車両に対して有効なものでなければならない。
- ②2019 年 JAF 国内競技運転者許可証 B以上

10.2) クラス設定

下記の通り定める。

10.2-1) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge クラス設定

下記の通り車両クラスを設定する。

クラス	対象車種・条件	車両規定 ※
C-1	アクア限定 (NHP10)	RF∙AE
C-2	ヴィッツ 1,500cc 限定 (NCP131/NCP91)	RJ·RPN·RF
C-3	トヨタ 86 限定 (ZN6)	RJ·RPN·RF
E-1	ヴィッツ 1,500cc 限定 (NCP131/NCP91)	RJ·RPN·RF
E-2	トヨタ 86 限定 (ZN6)	RJ·RPN·RF
E-3	トヨタ車限定 (気筒容積 ~1,500cc)	R·RJ·RPN·RF·AE·RB
E-4	トヨタ車限定 (気筒容積 1,501cc~)	R·RJ·RPN·RF·AE·RB
OPEN	全自動車メーカー車両対象、気筒容積区分無し	R·RJ·RPN·RF·AE·RB

^{※2019} 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編

10.2-2) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup クラス設定

下記の通り車両クラスを設定する。

なお、第13条に定めるE-3およびE-4の車両規定に合致すれば他の車両クラスの車両についても参加は認められる。

クラス	対象車種・条件	車両規定 ※
E-3	トヨタ車限定 (気筒容積 ~1,500cc)	R·RJ·RPN·RF·AE·RB
E-4	トヨタ車限定 (気筒容積 1,501cc~)	R·RJ·RPN·RF·AE·RB

^{※2019}年 JAF 国内競技車両規則第 2 編

10.3) 参加・シリーズポイントの制限

ドライバーの過去の競技実績により参加・シリーズポイントの制限を行う場合がある。

ただし、当該年度初参加申込時に参加実績と共に、その旨を文章によって TGRRC 事務局に申請し、

特別に認められた場合はその限りでは無い。

なお、申込申請書に虚偽があった場合、ポイントを剥奪し、以後の参加を禁止する場合がある。

過去の競技実績により参加・シリーズポイントの制限対象となるドライバーがコ・ドライバーとしてエントリーする場合、 これらの制限は適用されない。

その場合、当該コ・ドライバーには緊急時を除き、ドライバーとの交代を認めないものとする。

10.3-1) 過去の競技実績による参加の制限

下記に該当するドライバーは、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge: C-2 / C-3 / E-1 / E-2 への参加を認めない。

国際競技: 各国 ASN および FIA 公認競技において過去シリーズ 6 位以上入賞経験者

国内競技: 下記記載の各カテゴリーまたは JAF 全日本選手権のシリーズ 6 位以上入賞経験者

(ラリー/スピード行事) 全日本ラリー選手権全日本ダートトライアル選手権/全日本ジムカーナ選手権 (レース) FJ·SFJ·FIA-F4·F3·SF·S-GT·S 耐久および左記以外に過去開催されたツーリングカーレース

10.3-2) C-2/C-3 参加制限

下記に該当するドライバーは、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge: C-2 / C-3 への参加を認めない。

- ・TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge2018 以前: 当該同一クラスシリーズ上位3 位までの入賞者
- ・TRD Rally Challenge2015 以前: 当該同一クラスシリーズ上位3位までの入賞者

10.3-3) OPEN シリーズポイントの制限

シリーズポイントは付与しない。

第11条 参加受理

本条の通り定める。

11.1) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup 参加受理

TGRRC 事務局において正式受理を決定したクルーに対して参加受理書/エントリーリスト/公式通知のいずれかの公開および送付をもって参加受理を通知する。

参加受理書は電子メールでクルーへ送付・通知され、

電子メールの受け取りができない場合は TGRRC 事務局より郵送にて通知される。

いずれも各大会開催6日前までに送付を行う。

- 1. 正式受理したクルーには、次の場合を除いて参加費を返還しない。
 - ・オーガナイザーが参加を拒否したとき
 - ・本競技会が31条に定める天変地異などの不可抗力によって中止となった時 ※事務局手数料として1,000円を差引き返金する場合がある
- 2. オーガナイザーは、理由を明示すること無く参加を拒否することができる。

同様に、理由を明示すること無く特定のエントラントを優先的に受理することができる。

- 3. 申込締め切り前であれば、申込書類の内容は文書をもって変更できる。
- 4. 正式受理後のクルー(ドライバー/コ・ドライバー)の変更は認められない。

ただし、コ・ドライバーについては理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

5. 車両については、クルーから理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合は 変更が認められるが、参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup 参加申込受理の選考

本項以下の基準に従って参加受理対象クルーを抽出・確定する。

特別戦については別途公示する。

なお、参戦回数についてはエントリーリストに記載された回数とし、不出走およびリタイヤは考慮されない。

(1) 基準

1. 申込先着順に抽出する。

なお、申込順は申込期間内において、TGRRC事務局に対し必要書類の送付が完了し、 TGRRC 事務局の管理する当該大会申込管理台帳に記載された順番を指す。 また、RC-Cについては編入および併催先大会参加申込者が優先的に参加申込受理対象者として確定される。

2. 本項 1.において参加台数の上限を超過しない場合、それらの参加申込者を参加申込受理対象者として確定する。 参加台数の上限を超過する場合は、以下の項に則り、参加申込受理対象者を確定する。

(2) 主催者枠の設定

3 主催者により、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge に寄与すると判断した場合は、 最大 10 枠まで主催者からの指名により優先的に参加申込を受理する。

(3) 受理の優先順位

下記の方法により抽出する

4 本項 1.において参加台数上限を超過する場合、今シーズンの参戦回数が 5 戦以下の ドライバーを有する参加申込者を申込先着順で抽出する。 ただし、全日本ラリー選手権および、各国国際格式ラリー参加経験者を有するクルー以外から抽出することとする。

5 本項 4.において参加台数上限を超過する場合、

本項 4.で抽出されたクルーのうち、各クラスにおいて保有シリーズポイントの多いドライバーを有する参加申込者を 本規則書第10条および第12条に定めるクラスより下記①から⑦の順に1組ずつ抽出し、

一巡した後、再度①から⑦の順に参加台数上限まで繰り返し行い、参加申込受理対象者として確定する。 ①C-1 / ②C-2 / ③C-3 / ④E-1 / ⑤E-2 / ⑥E-3 / ⑦E-4

また、シリーズポイントは当該ラウンド参加申込締切日午後 5 時の時点で web 公開されているものを参照する。

- 6 本項4.において参加台数上限を超過しない場合、今シーズンの参戦回数が6戦以上のドライバーを 有する参加申込者のうち、各クラスにおいて保有シリーズポイントの少ないドライバーを有する参加申込者を 本規則書第10条および第12条に定めるクラスより下記①から⑦の順に1組ずつ抽出し、 一巡した後、再度①から⑦の順に参加台数上限まで繰り返し行い、参加申込受理対象者として確定する。 ①C-1 / ②C-2 / ③C-3 / ④E-1 / ⑤E-2 / ⑥E-3 / ⑦E-4 ただし、全日本ラリー選手権および、各国国際格式ラリー参加経験者を有するクルー以外から抽出することとする。 また、シリーズポイントは当該ラウンド参加申込締切日午後 5 時の時点で web 公開されているものを参照する。
- 7 本項 6.において参加台数上限を超過しない場合、全日本ラリー選手権および、各国国際格式ラリーへの 参戦経験者を有するクルーを含む参加申し込み者のうち、各クラスにおいて保有シリーズポイントの 少ないドライバーを有する参加申し込み者を本規則書第 10 条および第 12 条に定めるクラスより 下記①から⑦の順に1組ずつ抽出し、一巡した後、再度①から⑦の順に参加台数上限まで繰り返し行い、 参加申込受理対象者として確定する。

①C-1 / ②C-2 / ③C-3 / ④E-1 / ⑤E-2 / ⑥E-3 / ⑦E-4 また、シリーズポイントは当該ラウンド参加申込締切日午後 5 時の時点で web 公開されているものを参照する。

- 8 OPEN クラスは本規則 10条 3-3 の通り、シリーズポイントの付与が行われないことから、 他のクラス全参加申込者が参加申込受理対象者として確定された後、申込先着順にて確定する。
- 9 確定された受理のうち参加辞退等により欠員が生じた場合、受理を確定した項の基準に従って補欠受理を行う。

11.3) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup 参加受理

大会特別規則に準ずる。

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge2019 シリーズ車両規定

第12条 参加車両

全ての参加車両は道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有する車両で、競技中においても常に保安基準に適合する状態かつ乗車定員分の座席を有し、一般公道で有効な任意保険に加入している車両でなければならない。

各クラスにおける参加車両は、本条 1 から 10 に記載された日本国内で販売されている車両型式および条件に該当し、かつ第 13 条に定められた各クラスの車両規定に準じて製作されなければならない。 ただし、TGRRC 事務局に申請し、特別に認められた場合はその限りでは無い。

過給装置付エンジンは過給装置付エンジンはもとの排気量の 1.7 倍のクラスとみなし、ロータリーエンジンはもとの排気量の 1.0 倍のクラスとみなす。

なお、新車登録時に持ち込み登録となる架装車両および特別設定車種等については、 下記に記載された車両型式であっても同型式の標準(純正)車両に対して改造・変更を加えた車両とみなす。

例: Vitz GR SPORT"Racing" Package や Vitz GR SPORT "GR" 等は架装車両となり、架装部品による改造や変更を加えた車両とみなす。)

12.1) C-1 (NHP10)

車両型式	DAA-NHP10-AHXXB	(AQUA X-URBAN)
	DAA-NHP10H-AHXXB	(AQUA Crossover)
	DAA-NHP10-AHXEB	(AQUA G)
		(AQUA G "ソフトレザーセレクション") ※1
		(AQUA G "GR SPORT") ※1
		(AQUA G "G's") ※1
		(AQUA G "GR SPORT・17 インチパッケージ") ※1
	DAA-NHP10-AHXNB	(AQUA S / S"Style Black")
	DAA-NHP10-AHXCB	(AQUA L)

12.2) C-2 (NCP131)

- <i>-,</i>		
車両型式	DBA-NCP131-AHMVK	(Vitz RS 5MT)
		(Vitz GR SPORT 5MT)
		(Vitz RS Racing)
		(Vitz GR SPORT "Racing" Package 5MT) ※1
	DBA-NCP131-AHXVK	(Vitz RS CVT)
		(Vitz GR SPORT CVT)
		(Vitz GR SPORT "Racing" Package CVT) %1

12.3) C-2 (NCP91)

車両型式	DBA-NCP91-AHXVK	(Vitz RS 1,500cc CVT)
	DBA-NCP91-AHMVK	(Vitz RS 1,500cc 5MT)
	DBA-NCP91-VPMKMV	(Vitz RS TRD Racing)
	DBA-NCP91-VWMJXV ※2	(Vitz "TRD SPORT M" CVT)
	DBA-NCP91-VWMJMV %2	(Vitz "TRD SPORT M" 5MT)

12.4) C-3 (ZN6)

車両型式	DBA-ZN6	(トヨタ 86)
	DBA-ZN6-●2A8 ※3	(トヨタ 86 RC)
	DBA-ZN6-●2B▲ ※3	(トヨタ 86 G)
	DBA-ZN6-●2E▲ ※3	(トヨタ 86 GT)
	DBA-ZN6-●2L▲ ※3	(トヨタ 86 GT "Limited")
	DBA-ZN6-VPNT8 ● ※3	(トヨタ 86"86Racing")
	DBA-ZN6-WMJC▲ ● ※3	(トヨタ 86 GR SPORT)

12.5) E-1 (NCP131)

車両型式	DBA-NCP131-AHMVK	(Vitz RS 5MT)
		(Vitz GR SPORT 5MT)
		(Vitz RS Racing)
		(Vitz GR SPORT "Racing" Package 5MT) ※1
	DBA-NCP131-AHXVK	(Vitz RS CVT)
		(Vitz GR SPORT CVT)
		(Vitz GR SPORT "Racing" Package CVT) ※1

12.6) E-1 (NCP91)

_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
車両型式	DBA-NCP91-AHXVK	(Vitz RS 1,500cc CVT)
	DBA-NCP91-AHMVK	(Vitz RS 1,500cc 5MT)
	DBA-NCP91-VPMKMV	(Vitz RS TRD Racing)
	DBA-NCP91-VWMJXV %2	(Vitz "TRD SPORT M" CVT)
	DBA-NCP91-VWMJMV ※2	(Vitz "TRD SPORT M" 5MT)

12.7) E-2 (ZN6)

•		
車両型式	DBA-ZN6	(トヨタ 86)
	DBA-ZN6-●2A8 ※3	(トヨタ 86 RC)
	DBA-ZN6-●2B▲ ※3	(トヨタ 86 G)
	DBA-ZN6-●2E▲ ※3	(トヨタ 86 GT)
	DBA-ZN6-●2L▲ ※3	(トヨタ 86 GT "Limited")
	DBA-ZN6-VPNT8● ※3	(トヨタ 86"86Racing")
	DBA-ZN6-WMJC▲ ● ※3	(トヨタ 86 GR SPORT)

12.8) E-3

トヨタ車限定とし、気筒容積 1,500cc 以下の車両

本条に定める C-1/C-2/E-1 クラスの車両であっても参加は認められる。 ただし、車両規定は本規則書第 13 条内の当該クラスに準拠すること。

12.9) E-4

トヨタ車限定とし、気筒容積 1,501cc 以上の車両

本条に定める C-3/E-2 クラスの車両であっても参加は認められる。 ただし、車両規定は本規則書第 13 条内の当該クラスに準拠すること。

12.10) OPEN

全自動車メーカーの車両を対象とし、気筒容積区分無し

- ※1 表記はベース車両型式
- ※2 エキゾーストマニホールドを純正に戻さなければならない。
- ※3 "●"は、A,B,C,D,E,F,G等の記号を表し、"▲"は7または8の数字を表す。

第 13 条 車両規定

以下の通り示す。

本規定は 2019 年の JAF 国内競技車両規則第 2 編に準じた、本競技規定である。

13.1) 車両共通規定

13.1-1) 共通定義

13.1-1-1) 本規定における品名および品番の表記

本条以下に示す品名および品番は全て(株)トヨタカスタマイジング&ディベロップメント・TRD 製の製品を示し、同社より出荷および推奨された状態を維持して使用しなければならない。

13.1-1-2) 指定部品

RC で使用が義務付けられた部品。

指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

13.1-1-3) 認定部品

RC で使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。

これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。 ただし、事前に TGRRC 事務局に申告を行い、承認を受けた場合は当該部品の代替品の使用を認める場合がある。

13.1-1-4) 同一車両型式

自動車検査証または当該自動車製造者発行のカタログの型式欄に記載されている「記号及び数字

(ただし、DBA 等の排出ガス規制を表す記号を除いたハイフン以降の記号部分をいう。DBA-ZN6 とあれば、ZN6 を指す。)」を同一の車両を同一車両型式として取り扱う(ただし、JAF 登録車両規定第2条2による車両は除く。)

なお、新車登録時に持ち込み登録となる架装車両および特別設定車種等については、

記載された車両型式であっても同型式の標準(ベース純正)車両に対して改造・変更を加えたものとみなす。

13.1-1-5) 純正部品

当該自動車製造者発行のカタログに示される同一車両型式・同一年式・同一グレードにおけるメーカーラインオフ時装着の当初 装着部品および当該自動車製造者により代替品として指定されている部品。

13.1-1-6) 燃料への混入物

複数の燃料を混ぜて使用することを含み、指定された燃料に対し、空気を除き、その他の気体/液体/固体を混入して使用することは一切禁止される。

13.1-1-7) 最低重量

2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 7 条に従うこと。

13.1-1-8) バラスト

搭載は認められない

13.1-2) 共通安全規定

下記および各クラス別の安全規定を遵守しなければならない。

13.1-2-1) 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで 4 点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。 2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 2 条および第 4 編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。

なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

13.1-2-2) 頭部および頸部の保護装置(FHR システム)

頭部および頚部の保護装置の装着を推奨する。

なお、装着する場合は 2019 年 FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 L 項および 2019 年 JAF 国内競技車両規則第 4 編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

13.1-2-3) ヘルメットおよびレーシングスーツ

クルー分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務付けられる。 2019 年 JAF 国内競技車両規則第 4 編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

13.1-2-4) 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。

2019年 JAF 国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

13.1-2-5) けん引用穴あきブラケット

前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。 2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 6 条に従うこと。

13.1-2-6) その他の安全装備

下記の搭載備品が義務付けられる。

- ・三角停止板(2枚)・非常用信号灯(発煙筒)・赤色灯
- ・牽引ロープ ・救急薬品(ファーストエイドキット) ・OK/SOS ボード(A3 サイズ,2 枚)

13.1-2-7) 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。

ただし、健常者は使用しないこと。

13.2) C-1 (NHP10) 車両規定

2019年の JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RF・AE 車両で、第 12条.1 に記載された日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

ただし、2019 年の JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った AE 車両として製作された車両は、本条 2-2-1-4、2-2-1-7、2-2-1-19、2-2-2-2、2-2-2-6、2-2-2-11、2-2-3-5 についての変更は明確に禁止される。

13.2-1) 安全規定

13.2-1-1) ロールケージ

下記を装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆わなくてはならない。

JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RF・AE 車両)に合致したもの ※乗車定員変更を伴うロールケージの装着は認められない。

13.2-2) 改造規定

参加車両は、2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RF・AE 車両とし、次の各項に従ったものでなければならない。 当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。 さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、 その効果の有無を問わず一切許されない。

13.2-2-1) 電気モーター、エンジンおよび補機

13.2-2-1-1) 電気モーター、エンジン本体

日本国内で販売されている NHP10 用純正部品に限り使用が許される。 純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

13.2-2-1-2) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

13.2-2-1-3) エンジンマウント

電気モーター、エンジンおよびミッションの取り付けマウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

13.2-2-1-4) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。 また、導風板やダクトの取り付けも許されない。 ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

13.2-2-1-5) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13.2-2-1-6) ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。

また、ホース類の変更も許されない。

ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.2-2-1-7) サーモスタット

変更は自由。

ただし、取り付け部の加工は許されない。

13.2-2-1-8) オイルクーラー

装着は許されない。

13.2-2-1-9) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13.2-2-1-10) オイルフィルター

変更は自由。

ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13.2-2-1-11) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.2-2-1-12) バッテリー

純正品および純正品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

13.2-2-1-13) オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

13.2-2-1-14) E.C.U.

追加および加工・変更等の改造は許されない。

13.2-2-1-15) 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

13.2-2-1-16) セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

13.2-2-1-17) 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。

また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

13.2-2-1-18) エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

13.2-2-1-19) マフラーおよび排気管

メインマフラーに限り RC 認定部品への変更が許される。

品番: MS153-52010 (ハイレスポンスマフラーVer.S,~12.08) 品番: MS153-52011 (ハイレスポンスマフラーVer.S,12.08~) 品番: MS153-52013 (ハイレスポンスマフラーVer.S,12.08~)

13.2-2-1-20) 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC:300ppm を超えないこと。

13.2-2-2) シャシー

13.2-2-2-1) 全長および全幅

変更は許されない。

ただし、13.2-2-3-3を適用する場合においてのみ認められる。

13.2-2-2-2) ブッシュ類

マウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

13.2-2-2-3) スプリング

RC 認定部品への変更が許される。

品番: MS250-52010 (コイルスプリングセット) 品番: 48131-HP120 (フロントコイルスプリング) 品番: 48231-HP120 (リヤコイルスプリング)

13.2-2-2-4) ギヤボックス

一切の変更および改造は許されない。

13.2-2-2-5) ディファレンシャル

一切の変更および改造は許されない。

13.2-2-2-6) 制動装置

ブレーキホースの変更は自由。

ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。

ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。

ABS の作動停止を目的とした改造は許されない。

13.2-2-2-7) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

13.2-2-2-8) ショックアブソーバー

RC 認定部品への変更が許される。

品番: MS260-52009 (ショックアブソーバーセット)品番: 48510-HP120 (フロントショックアブソーバーRH)品番: 48520-HP120 (フロントショックアブソーバーLH)品番: 48530-HP120 (リヤショックアブソーバー)

13.2-2-2-9) フロントスタビライザー

変更は許されない。

13.2-2-2-10) アッパータワーバー

装着は許されない。

13.2-2-2-11) ロワブレース

装着が許される。

13.2-2-2-12) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ

- 1. 下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。
 - 一 公道走行が認められている住友ゴム工業(株)「DIREZZA」ブランドおよび 横浜ゴム(株)「ADVAN」ブランドの一般市販ラリータイヤ
 - --「M+S」、「M・S」、「M&S」表示のある縦溝と横溝で構成されるブロックパターンのタイヤ
 - ― 縦溝のみ、または横溝のみのパターンは認められない。
 - タイヤサイズ: 185/60R15
 - 一 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
 - ※ 他タイヤメーカー銘柄の追加承認、上記使用可能タイヤに変更があった場合は、 改めて TGRRC 事務局より公示する。
- 2. スノーイベントについてのみ下記の条件を満たしたタイヤの使用を認める。
 - 一 公道走行が認められている国内一般市販スタッドレスタイヤなお、モータースポーツ用スタッドレスタイヤおよびスタッドタイヤの使用は認められない。
 - タイヤサイズ: 185/60R15
 - 一 いずれも同一ブランド・同一パターン
- 3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
- 4. 溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
- 5. 本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。

ホイール

- 1. 材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
- 2. 部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
- 3. リム幅は 5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
- <u>4</u>. インセットは自由。
- 5. ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
- 6. ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に 関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

共通

- 1. タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- 2. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より 突出していないこと。
- 3. 参加車両には、1 本または2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。

13.2-2-3) 車体

13.2-2-3-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、 車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。 ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。 特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13.2-2-3-2) 自動車登録番号標(車両番号標)

移設することは許されない。

13.2-2-3-3) 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品および TRD・MODELLISTA 部品に限り装着が許される。

13.2-2-3-4) ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。

ただし、13.2-2-3-3を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.2-2-3-5) バンパー

同一車両型式に設定されている純正部品以外への変更および加工は許されない。 ただし、13.2-2-3-3 および 13.2-2-3-6 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.2-2-3-6) 前部霧灯

装着する際は、2019年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従うこと。

13.2-2-3-7) サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

13.2-2-3-8) ミラー

室内ミラーの変更は許されない。

ただし、室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

13.2-2-3-9) マッドフラップ

装着は許される。

装着のための車両側への最小限の加工は許される。

13.2-2-3-10) アンダーガード

装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を発生させるものであってはならない。

また、下記の条件を満たすものを推奨する。

① 質はジュラルミン製またはアルミ製であること

②板厚は3mm以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、

前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。

これらは最小限の加工により取り付けられること。

13.2-2-3-11) ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。

また、正常に機能しなくてはならない。

13.2-2-3-12) ラジオ類

取り外しが許される。

なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

13.2-2-3-13) 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。

ただし、標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取り付けについては、クルーの保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。

特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突起物となったり、エアバッグ展開の妨げにならないこと。

13.2-2-3-14) 座席

変更する場合は、2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.2-2-3-15) 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.2-2-3-16) フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

13.2-2-3-17) ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

13.2-2-3-18) ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。 ただし、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

13.2-2-3-19) 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

13.2-2-3-20) 内装

すべての部品は削除することは許されない。

ただし、下記に記載されたものを除く。

- 1. フロアマット/カーペット
- 2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除 ※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

13.2-2-3-21) 車体補強

あて板など材料を用いた補強や溶接打点の追加等不可逆的な加工は禁止される。

ただし、新車登録時に持ち込み登録となる架装車両等については登録時の状態についてのみ認められる。

13.3) C-2 (NCP131) 車両規定

2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RJ・RPN・RF 車両で、第 12 条.2 に記載された 日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.3-1) 安全規定

13.3-1-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆わなくてはならない。

①RC 認定部品ロールケージ (5 名乗車仕様: トヨタヴィッツ「RS Racing」「GR SPORT "Racing" Package」装着品)

品番: 66510-KP300 (□ールケージ) 品番: 66510-KP330 (ロールケージ)

※上記ロールケージは RF 車両規定合致品になる。2 名乗車に変更することは認められない。

② JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RJ·RPN·RF 車両)に合致したもの ※2 名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.3-2) 改造規定

参加車両は、2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編による RJ·RPN·RF 車両であること。 また、次の各項に従ったものでなければならない。

当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。 さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、 その効果の有無を問わず一切許されない。

国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品(1,500cc 用のみ)を使用することは許される(TGRRC 事務局で認めた部 品を除き、輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。

また、同一型式車種にレース仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にすることは許される。 ただし、ダイアグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

13.3-2-1) エンジンおよび補機 13.3-2-1-1) エンジン本体

国内で販売されている NCP131 用純正部品に限り使用が許される。

純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

TOYOTA GAZOO Racing Netz Cup Vitz Race に使用しているトヨタヴィッツ「RS Racing」の車両に施されている エンジン封印を解除することは認められる。

ただし、上記レースへ参加する場合は、再度封印の施されたエンジンへ換装すること。

13.3-2-1-2) フライホイール

加工、変更は許されない。

13.3-2-1-3) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

13.3-2-1-4) エンジンマウント

RC 認定部品への変更が許される。

品番: 12305-NP900 (エンジンマウントRH) 品番: 12372-KP300 (エンジンマウントLH) 品番: 12363-NP900 (エンジンマウントRR)

13.3-2-1-5) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。 また、導風板やダクトの取り付けも許されない。 ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

13.3-2-1-6) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13.3-2-1-7) ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。

また、ホース類の変更も許されない。

ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.3-2-1-8) サーモスタット

変更は自由。

ただし、取り付け部の加工は許されない。

13.3-2-1-9) オイルクーラー

装着は許されない。

ただし、「Vitz GR SPORT "Racing" Package CVT」は標準装着のものに限り使用が許される。 仕様は全て当初のままとし、加工、変更および取り外しは許されない。

13.3-2-1-10) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13.3-2-1-11) オイルフィルター

変更は自由。

ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13.3-2-1-12) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.3-2-1-13) バッテリー

純正品および純正品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

13.3-2-1-14) オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

13.3-2-1-15) E.C.U.

追加および加工・変更等の改造は許されない。

13.3-2-1-16) 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

13.3-2-1-17) セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

13.3-2-1-18) 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。

また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

13.3-2-1-19) エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

13.3-2-1-20) マフラーおよび排気管

メインマフラーに限り RC 認定部品への変更が許される。

品番: MS153-52012 (ハイレスポンスマフラーver.S)

13.3-2-1-21) 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC: 300ppm を超えないこと。

13.3-2-2) シャシー 13.3-2-2-1) 全長および全幅

変更は許されない。

ただし、13.3-2-3-3を適用する場合においてのみ認められる。

13.3-2-2-2) ブッシュ類

RC 認定部品への変更が許される。

品番: 48609-NP900 (フロントアッパーサポート) 品番: 48755-NP100 (リヤアッパーサポート)

品番: 48752-NP900 (リヤサスペンションサポートストッパー)

品番: 48654-NP900 (フロントロワーアームブッシュ)

13.3-2-2-3) スプリング

RC 認定部品への変更が許される。スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番: 48131-NP920 (フロントコイルスプリング) 品番: 48231-NP930 (リヤコイルスプリング)

本規則書第12条に記載された架装車両における架装部品の一例として、下記品番部品の使用は許されない。

品番: 48131-KP300 (フロントスプリング) 品番: 48231-KP300 (リヤスプリング)

13.3-2-2-4) クラッチ

RC 認定部品への変更が許される。

品番: 31210-AE100 (クラッチカバー)

品番: 31250-AE963 (メタルフェーシングクラッチディスク) 品番: 31250-NP900 (スポーツフェーシングクラッチディスク)

品番: 31482-NP900 (ダイレクトクラッチライン)

13.3-2-2-5) ギヤボックス

一切の変更および改造は許されない。

13.3-2-2-6) ディファレンシャル

変速比(ファイナルギア含む)は一切の変更および改造は許されない。 量産ハウジングを改造することなく装着出来る機械式 LSD の装着は認められる。

13.3-2-2-7) 制動装置

ブレーキホースの変更は自由。

ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。

ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。 それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。

ABS の作動停止を目的とした改造は許されない。

13.3-2-2-8) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

13.3-2-2-9) ショックアブソーバー

RC 認定部品への変更が許される。

品番: 48510-NP920 (フロントショックアブソーバーRH) 品番: 48520-NP920 (フロントショックアブソーバーLH) 品番: 48530-NP920 (リヤショックアブソーバー)

本規則書第12条に記載された架装車両における架装部品の一例として、下記品番部品の使用は許されない。

品番: 48510-KP300 (フロントショックアブソーバーRH) 品番: 48520-KP300 (フロントショックアブソーバーLH) 品番: 48530-KP300 (リヤショックアブソーバー)

13.3-2-2-10) フロントスタビライザー

変更は自由。

ただし、取り付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。 また、取り外す事は許されない。

13.3-2-2-11) アッパータワーバー

装着は許されない。

13.3-2-2-12) ロワブレース

装着は許されない。

13.3-2-2-13) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ

- 1. 下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。
 - 一 公道走行が認められている住友ゴム工業(株)「DIREZZA」ブランドおよび 横浜ゴム(株)「ADVAN」ブランドの一般市販ラリータイヤ
 - ─「M+S」、「M・S」、「M&S」表示のある縦溝と横溝で構成されるブロックパターンのタイヤ
 - ― 縦溝のみ、または横溝のみのパターンは認められない。
 - タイヤサイズ: 185/60R15
 - 一 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
 - ※ 他タイヤメーカー銘柄の追加承認、上記使用可能タイヤに変更があった場合は、 改めてTGRRC事務局より公示する。
- 2. スノーイベントについてのみ下記の条件を満たしたタイヤの使用を認める。
 - 公道走行が認められている国内一般市販スタッドレスタイヤなお、モータースポーツ用スタッドレスタイヤおよびスタッドタイヤの使用は認められない。
 - タイヤサイズ: 185/60R15
 - 一 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
- 3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
- 4. 溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
- 5. 本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。

ホイール

- 1. 材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
- 2. 部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
- 3. リム幅は 5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
- 4. インセットは自由。
- 5. ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
- 6. ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に 関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

共涌

- 1. タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- 2. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より 突出していないこと。
- 3. 参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。

13.3-2-3) 車体

13.3-2-3-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。

ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。 特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13.3-2-3-2) 自動車登録番号標(車両番号標)

移設することは許されない。

13.3-2-3-3) 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品および TRD 部品に限り装着が許される。

13.3-2-3-4) ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。

ただし、13.3-2-3-3 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.3-2-3-5) バンパー

同一車両型式に設定されている純正部品以外への変更および加工は許されない。 ただし、13.3-2-3-3 および 13.3-2-3-6 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.3-2-3-6) 前部霧灯

装着する際は、2019年 JAF 国内競技車両規則第2編に従うこと。

13.3-2-3-7) サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

13.3-2-3-8) ミラー

室内ミラーの変更は許されない。

室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

13.3-2-3-9) マッドフラップ

装着は許される。

装着のための車両側への最小限の加工は許される。

13.3-2-3-10) アンダーガード

装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を発生させるものであってはならない。

また、下記の条件を満たすものを推奨する。

- ① 質はジュラルミン製またはアルミ製であること
- ② 厚は 3mm 以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、

前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。

これらは最小限の加工により取り付けられること。

13.3-2-3-11) ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。

また、正常に機能しなくてはならない。

13.3-2-3-12) ラジオ類

取り外しが許される。

なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

13.3-2-3-13) 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。

ただし標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取り付けについては、クルーの保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。

特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突起物となったり、エアバッグ展開の妨げにならないこと。

13.3-2-3-14) 座席

変更する場合は、2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.3-2-3-15) 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2019年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.3-2-3-16) フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

13.3-2-3-17) ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

13.3-2-3-18) ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。

また、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

13.3-2-3-19) 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

13.3-2-3-20) 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

- 1. フロアマット/カーペット
- 2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除 ※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

13.3-2-3-21) 車体補強

あて板など材料を用いた補強や溶接打点の追加等不可逆的な加工は禁止される。

13.4) C-2 (NCP91) 車両規定

2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RJ·RPN·RF 車両で、第 12 条.3 に記載された日本国内で販売されている車両とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.4-1) 安全規定

13.4-1-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆うことを強く推奨する。

① RC 認定部品ロールケージ (5 名乗車仕様: トヨタヴィッツ「RS TRD Racing」装着品)

品番: 66510-NP900 (ロールケージ)

- ※上記ロールケージは RF 車両規定合致品になる。2 名乗車に変更することは認めない。
- ③ JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF 車両)に合致したもの ※2 名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.4-2) 改造規定

参加車両は、2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編による RJ・RPN・RF 車両であること。また、次の各項に従ったものでなければならない。

当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。

さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。

国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品(1,500cc 用のみ)を使用することは許される(TGRRC 事務局で認めた部品を除き、輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。また、同一型式車種にレース仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にすることは許される。ただし、ダイアグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

13.4-2-1) エンジンおよび補機

13.4-2-1-1) エンジン本体

国内で販売されている NCP91 用純正部品に限り使用が許される。

純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

トヨタヴィッツ「RS TRD Racing」の車両に施されている エンジン封印を解除することは認められる。

13.4-2-1-2) フライホイール

加工、変更は許されない。

13.4-2-1-3) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

13.4-2-1-4) エンジンマウント

RC 認定部品への変更が許される。

品番: 12305-NP900 (エンジンマウント RH) 品番: 12372-NP900 (エンジンマウント LH) 品番: 12363-NP900 (エンジンマウント RR)

13.4-2-1-5) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。 また、導風板やダクトの取り付けも許されない。 ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

13.4-2-1-6) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13.4-2-1-7) ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。

また、ホース類の変更も許されない。

ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.4-2-1-8) サーモスタット

変更は自由。

ただし、取り付け部の加工は許されない。

13.4-2-1-9) オイルクーラー

装着は許されない。

13.4-2-1-10) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13.4-2-1-11) オイルフィルター

変更は自由。

ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13.4-2-1-12) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.4-2-1-13) バッテリー

純正品および純正品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

13.4-2-1-14) オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

13.4-2-1-15) E.C.U.

追加、加工および変更等の改造は許されない。

13.4-2-1-16) 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

13.4-2-1-17) セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

13.4-2-1-18) 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。

また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

13.4-2-1-19) エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

13.4-2-1-20) マフラーおよび排気管

メインマフラーに限り RC 認定部品への変更が許される。

品番: MS153-52001 (ハイレスポンスマフラーVer.S)

(旧品番:17400-NP900)

品番: MS153-52003 (ハイレスポンスマフラーVer.R)

(旧品番:17400-NP910)

品番: MS153-52008 (ハイレスポンスマフラーVer.S) 品番: MS153-52009 (ハイレスポンスマフラーVer.R)

13.4-2-1-21) 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC:300ppm を超えないこと。

13.4-2-2) シャシー

13.4-2-2-1) 全長および全幅

変更は許されない。

ただし、13.4-2-3-3を適用する場合においてのみ認められる。

13.4-2-2-2) ブッシュ類

RC 認定部品への変更が許される。

品番: 48609-NP900 (フロントアッパーサポート) 品番: 48755-NP100 (リヤアッパーサポート)

品番: 48752-NP900 (リヤサスペンションサポートストッパー)

品番: 48654-NP900 (フロントロワーアームブッシュ)

品番: 48726-NP900 (リヤサスペンションアームシートインナー) 品番: 48726-NP910 (リヤサスペンションアームシートアウター)

13.4-2-2-3) スプリング

RC 認定部品への変更が許される。スプリングインシュレ-タ-の取り外しおよび変更は許されない。

品番: 48131-NP920 (フロントコイルスプリング) 品番: 48231-NP930 (リヤコイルスプリング)

本規則書第12条に記載された架装車両における架装部品の一例として、下記品番部品の使用は許されない。

品番: 48131-NP910 (フロントスプリング) 品番: 48231-NP920 (リヤスプリング)

13.4-2-2-4) クラッチ

RC 認定部品への変更が許される。

品番: 31210-AE100 (クラッチカバー)

品番: 31250-AE963 (メタルフェーシングクラッチディスク) 品番: 31250-NP900 (スポーツフェーシングクラッチディスク)

品番: 31482-NP900 (ダイレクトクラッチライン)

13.4-2-2-5) ギヤボックス

一切の変更および改造は許されない。

13.4-2-2-6) ディファレンシャル

変速比(ファイナルギヤを含む)は一切の変更および改造は許されない。 量産ハウジングを改造することなく装着出来る機械式 LSD の装着は認められる。

13.4-2-2-7) 制動装置

ブレーキホースの変更は自由。

ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。

ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。 それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。

ABS の作動停止を目的とした改造は許されない。

13.4-2-2-8) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

13.4-2-2-9) ショックアブソーバー

RC 認定部品への変更が許される。

品番: 48510-NP920 (フロントショックアブソーバーRH) 品番: 48520-NP920 (フロントショックアブソーバーLH)

品番: 48530-NP920 (リヤショックアブソーバー)

本規則書第12条に記載された架装車両における架装部品の一例として、下記品番部品の使用は許されない。

品番: 48510-NP910 (フロントショックアブソーバーRH) 品番: 48520-NP910 (フロントショックアブソーバーLH) 品番: 48530-NP910 (リヤショックアブソーバー)

13.4-2-2-10) フロントスタビライザー

変更は自由。ただし、取り付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。 また、取り外す事は許されない。

13.4-2-2-11) アッパータワーバー

装着は許されない。

13.4-2-2-12) ロワブレース

装着は許されない。

13.4-2-2-13) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ

- 1. 下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。
 - 一 公道走行が認められている住友ゴム工業(株)「DIREZZA」ブランドおよび 横浜ゴム(株)「ADVAN」ブランドの一般市販ラリータイヤ
 - ―「M+S」、「M・S」、「M&S」表示のある縦溝と横溝で構成されるブロックパターンのタイヤ
 - ― 縦溝のみ、または横溝のみのパターンは認められない。
 - タイヤサイズ: 185/60R15
 - 一 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
 - ※ 他タイヤメーカー銘柄の追加承認、上記使用可能タイヤに変更があった場合は、 改めて TGRRC 事務局より公示する。
- 2. スノーイベントについてのみ下記の条件を満たしたタイヤの使用を認める。
 - 公道走行が認められている国内一般市販スタッドレスタイヤなお、モータースポーツ用スタッドレスタイヤおよびスタッドタイヤの使用は認められない。
 - タイヤサイズ: 185/60R15
 - 一 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
- 3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
- 4. 溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
- 5. 本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。

ホイール

- 1. 材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
- 2. 部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
 - 3. リム幅は 5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
 - 4. インセットは自由。
- 5. ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
- 6. ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に 関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

共涌

- 1. タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- 2. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より 突出していないこと。
- 3. 参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。

13.4-2-3) 車体

13.4-2-3-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、 車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。 ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。 特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13.4-2-3-2) 自動車登録番号標(車両番号標)

移設することは許されない。

13.4-2-3-3) 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品および TRD・MODELLISTA 部品に限り装着が許される。

13.4-2-3-4) ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。

ただし、13.4-2-3-3 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.4-2-3-5) バンパー

同一車両型式に設定されている純正部品以外への変更および加工は許されない。 ただし、13.4-2-3-3 および 13.4-2-3-6 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.4-2-3-6) 前部霧灯

装着する際は、2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従うこと。

13.4-2-3-7) サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

13.4-2-3-8) ミラー

室内ミラーの変更は許されない。

室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

13.4-2-3-9) マッドフラップ

装着は許される。装着のための車両側への最小限の加工は許される。

13.4-2-3-10) アンダーガード

装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を発生させるものであってはならない。

また、下記の条件を満たすものを推奨する。

① 質はジュラルミン製またはアルミ製であること

②板厚は 3mm 以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、

前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。

これらは最小限の加工により取り付けられること。

13.4-2-3-11) ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。また、正常に機能しなくてはならない。

13.4-2-3-12) ラジオ類

取り外しが許される。なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

13.4-2-3-13) 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。

ただし標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取り付けについては、クルーの保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。

特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突起物となったり、エアバッグ展開の妨げにならないこと。

13.4-2-3-14) 座席

変更する場合は、2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.4-2-3-15) 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2019年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.4-2-3-16) フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

13.4-2-3-17) ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

13.4-2-3-18) ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。また、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

13.4-2-3-19) 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

13.4-2-3-20) 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

- 1. フロアマット/カーペット
- 2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除 ※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

13.4-2-3-21) 車体補強

あて板など材料を用いた補強や溶接打点の追加等不可逆的な加工は禁止される。

13.5) C-3 (ZN6) 車両規定

2019 年の JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RJ・RPN・RF 車両で、第 12 条.4 に記載された 日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.5-1) 安全規定

13.5-1-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆わなくてはならない。

① RC 認定部品ロールケージ (4 名乗車仕様: TOYOTA 86「86Racing」装着品)

品番: 66510-ZN600 (ロールケージ) 品番: 66510-ZN620 (ロールケージ)

※上記ロールケージは RF 車両規定合致品になる。2 名乗車に変更することは認められない。

② JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RJ·RPN·RF 車両)に合致したもの ※2 名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.5-2) 改造規定

参加車両は、2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RJ·RPN·RF 車両とし、

次の各項に従ったものでなければならない。

当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。

さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、

その効果の有無を問わず一切許されない。

13.5-2-1) エンジンおよび補機 13.5-2-1-1) エンジン本体

国内で販売されている ZN6 用純正部品に限り使用が許される。

純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Race に使用している TOYOTA 86「86Racing」の車両に施されている エンジン封印を解除することは認められる。

ただし、上記レースへ参加する場合は、再度封印の施されたエンジンへ換装すること。

13.5-2-1-2) フライホイール

加工、変更は許されない。

13.5-2-1-3) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

13.5-2-1-4) エンジンマウント

RC 認定部品への変更が許される。

品番: 12311-ZN600 (エンジンマウントRH) 品番: 12315-ZN600 (エンジンマウント LH) 品番: 12371-ZN600 (エンジンマウント RR)

13.5-2-1-5) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。

また、導風板やダクトの取り付けも許されない。

ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

13.5-2-1-6) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13.5-2-1-7) ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。

また、ホース類の変更も許されない。

ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.5-2-1-8) サーモスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

13.5-2-1-9) オイルクーラー

装着は許されない。

ただし、「86 Racing」は標準装着のものに限り使用が許される。 仕様は全て当初のままとし、加工、変更および取り外しは許されない。

13.5-2-1-10) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13.5-2-1-11) オイルフィルター

変更は自由。

ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13.5-2-1-12) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.5-2-1-13) バッテリー

純正品および純正品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

また、寒冷地仕様車のみ標準車搭載品および標準車搭載品と同じ本体外寸の同等品への変更が認められる。

13.5-2-1-14) オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

13.5-2-1-15) E.C.U.

追加、加工およびその他の変更等の改造は許されない。

ソフトウエアは RC が指定したデータ以外は使用できない。

13.5-2-1-16) セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

13.5-2-1-17) 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

13.5-2-1-18) エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

13.5-2-1-19) 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC:300ppm を超えないこと。

13.5-2-2) シャシー 13.5-2-2-1 全長および全幅

変更は許されない。

ただし、13.5-2-3-3を適用する場合においてのみ認められる。

13.5-2-2-2) デフマウント

RC 認定部品への変更が許される。

品番: 41651-ZN600 (デフマウントクッション LH) 品番: 41651-ZN610 (デフマウントクッション RH)

13.5-2-2-3) ブッシュ類

RC 認定部品への変更が許される。

品番: 48609-ZN600 (フロントアッパーサポート) 品番: 48654-ZN600 (ロワアームブッシュ No.1) 品番: 48655-ZN600 (ロワアームブッシュ No.2) 品番: 48747-ZN600 (リヤ・ラテラル・コントロール) 品番: 48725-ZN600 (リヤ・アッパー・アーム)

品番: 48725-ZN620 (リヤ・サスアームブッシュ・No.1) 品番: 48725-ZN630 (リヤ・サスアームブッシュ・No.2)

品番: 48849-ZN600 (リヤスタビライザー) 品番: 52271-ZN600 (リヤ・サスメンバー) 品番: 45516-ZN600 (ステアリング・ハウジング) 品番: 48700-ZN610 (ラテラルリンクセット)

13.5-2-2-4) クラッチ

RC 認定部品への変更が許される。

品番: 31210-ZN600 (クラッチカバー)

品番: 31250-ZN610 (メタルフェーシングクラッチディスク) 品番: 31250-ZN600 (スポーツフェーシングクラッチディスク)

13.5-2-2-5) ギヤボックス

一切の変更および改造は許されない。

13.5-2-2-6) ディファレンシャル

最終減速比の変更は、同一型式に設定されている純正部品で、

改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められる。

量産ハウジングを改造することなく装着出来る機械式 LSD の装着は認められる。

13.5-2-2-7) 制動装置

同一車両型式に設定されている純正部品で、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められる。 ブレーキホースの変更は自由。

ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。

ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。 ABS の作動停止を目的とした改造は許されない。

13.5-2-2-8) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

13.5-2-2-9) ショックアブソーバー

RC 認定部品への変更が許される。

品番: MS260-18004 (アブソーバーセット)

品番: 48510-ZN630 (フロントショックアブソーバーRH) 品番: 48520-ZN630 (フロントショックアブソーバーLH) 品番: 48530-ZN630 (リヤショックアブソーバーRR)

13.5-2-2-10) スプリング

RC 認定部品への変更が許される。

スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番: MS250-18004 (スプリングセット)

品番: 48131-ZN640 (フロントコイルスプリング) 品番: 48231-ZN640 (リヤコイルスプリング)

13.5-2-2-11) フロントスタビライザー

変更は許されない。

13.5-2-2-12) リヤスタビライザー

変更は許されない。

13.5-2-2-13) アッパータワーバー

変更は許されない。

13.5-2-2-14) ロワブレース

装着は許されない。

13.5-2-2-15) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ

- 1. 下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。
 - 一 公道走行が認められている住友ゴム工業(株)「DIREZZA」ブランドおよび 横浜ゴム(株)「ADVAN」ブランドの一般市販ラリータイヤ
 - ─ 「M+S」、「M・S」、「M&S」表示のある縦溝と横溝で構成されるブロックパターンのタイヤ
 - ― 縦溝のみ、または横溝のみのパターンは認められない。
 - タイヤサイズ: 195/65R15 もしくは 205/65R15
 - ― 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
 - ※ 他タイヤメーカー銘柄の追加承認、上記使用可能タイヤに変更があった場合は、 改めて TGRRC 事務局より公示する。
- 2. スノーイベントについてのみ下記の条件を満たしたタイヤの使用を認める。
 - 一 公道走行が認められている国内一般市販スタッドレスタイヤなお、モータースポーツ用スタッドレスタイヤおよびスタッドタイヤの使用は認められない。
 - タイヤサイズ: 195/65R15 もしくは 205/65R15
 - 一 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
- 3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
- 4. 溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
- 5. 本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。

ホイール

- 1. 材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
- 2. 部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
- 3. リム幅は 5.5J(JJ),6J(JJ),6.5J(JJ),7J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
- 4. インセットは自由。
 - 5. ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
- 6. ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に 関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

共涌

- 1. タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- 2. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より 突出していないこと。
- 3. 参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。

13.5-2-3) 車体

13.5-2-3-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、 車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。 ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。 特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13.5-2-3-2) 自動車登録番号標(車両番号標)

移設することは許されない。

13.5-2-3-3) 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品および TRD・MODELLISTA 部品に限り装着が許される。

13.5-2-3-4) ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。

ただし、13.5-2-3-3を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.5-2-3-5) バンパー

同一車両型式に設定されている純正部品以外への変更および加工は許されない。 ただし、13.5-2-3-3 および 13.5-2-3-6 を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.5-2-3-6) 前部霧灯

装着する際は、2019年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従うこと。

13.5-2-3-7) サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

13.5-2-3-8) ミラー

室内ミラーの変更は許されない。

室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

13.5-2-3-9) マッドフラップ

装着は許される。

装着のための車両側への最小限の加工は許される。

13.5-2-3-10) アンダーガード

装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を発生させるものであってはならない。

また、下記の条件を満たすものを推奨する。

① 質はジュラルミン製またはアルミ製であること

②板厚は 3mm 以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、

前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。

これらは最小限の加工により取り付けられること。

13.5-2-3-11) ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。

また、正常に機能しなくてはならない。

13.5-2-3-12) ラジオ類

取り外しが許される。

なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

13.5-2-3-13) 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。

ただし、標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取り付けについては、クルーの保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。

特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突起物となったり、エアバッグ展開の妨げにならないこと。

13.5-2-3-14) 座席

変更する場合は、2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.5-2-3-15) 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.5-2-3-16) フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

13.5-2-3-17) ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

13.5-2-3-18) ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。また、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

13.5-2-3-19) 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

13.5-2-3-20) 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

- 1. フロアマット/カーペット
- 2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

13.5-2-3-21) 車体補強

あて板など材料を用いた補強や溶接打点の追加等不可逆的な加工は禁止される

13.6) E-1 (NCP131) 車両規定

2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RJ·RPN·RF 車両で、第 12 条.5 に記載された 日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.6-1) 安全規定

13.6-1-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆うことを強く推奨する。

① RC 認定部品ロールケージ (5 名乗車仕様: トヨタヴィッツ「RS Racing」「 GR SPORT "Racing" Package」装着品)

品番: 66510-KP300 (□ールケージ) 品番: 66510-KP330 (□ールケージ)

※上記ロールケージは RF 車両規定合致品になる。2 名乗車に変更することは認められない。

② JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RJ·RPN·RF 車両)に合致したもの ※2 名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.6-2) 改造規定

13.6-2-1) エンジンおよび補機

13.6-2-1-1) 過給器

装着は認められない。

13.6-2-2) シャシー

13.6-2-2-1) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ

- 1. 下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。
 - 一 公道走行が認められている住友ゴム工業(株)「DIREZZA」ブランドおよび 横浜ゴム(株)「ADVAN」ブランドの一般市販ラリータイヤ
 - ─「M+S」、「M・S」、「M&S」表示のある縦溝と横溝で構成されるブロックパターンのタイヤ
 - ― 縦溝のみ、または横溝のみのパターンは認められない。
 - タイヤサイズ: 185/60R15
 - 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
 - ※ 他タイヤメーカー銘柄の追加承認、上記使用可能タイヤに変更があった場合は、 改めて TGRRC 事務局より公示する。
- 2. スノーイベントについてのみ下記の条件を満たしたタイヤの使用を認める。
 - 一 公道走行が認められている国内一般市販スタッドレスタイヤなお、モータースポーツ用スタッドレスタイヤおよびスタッドタイヤの使用は認められない。
 - タイヤサイズ: 185/60R15
 - ― 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
- 3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
- 4. 溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
- 5. 本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。

ホイール

- 2. 部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
- 3. リム幅は 5J(JJ),5.5J(JJ),6J(JJ),6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
- 4. インセットは自由。
- 5. ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
- 6. ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に 関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

共涌

- 1. タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- 2. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より 突出していないこと。
- 3. 参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。

13.7) E-1 (NCP91) 車両規定

2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RJ·RPN·RF 車両で、第 12 条.6 に記載された 日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.7-1) 安全規定

13.7-1-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆うことを強く推奨する。

①RC 認定部品ロールケージ (5 名乗車仕様: トヨタヴィッツ「RS TRD Racing」装着品)

品番: 66510-NP900 (ロールケージ)

※上記ロールケージは RF 車両規定合致品になる。2 名乗車に変更することは認められない。

②JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF 車両)に合致したもの

※2 名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.7-2) 改造規定

13.7-2-1) エンジンおよび補機 13.7-2-1-1) 過給器

装着は認められない。

13.7-2-2) シャシー

13.7-2-2-1) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ

- 1. 下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。
 - 一 公道走行が認められている住友ゴム工業(株)「DIREZZA」ブランドおよび 横浜ゴム(株)「ADVAN」ブランドの一般市販ラリータイヤ
 - ─「M+S」、「M・S」、「M&S」表示のある縦溝と横溝で構成されるブロックパターンのタイヤ
 - ― 縦溝のみ、または横溝のみのパターンは認められない。
 - タイヤサイズ:185/60R15
 - 一 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
 - ※ 他タイヤメーカー銘柄の追加承認、上記使用可能タイヤに変更があった場合は、 改めて TGRRC 事務局より公示する。
- 2. スノーイベントについてのみ下記の条件を満たしたタイヤの使用を認める。
 - 公道走行が認められている国内一般市販スタッドレスタイヤ なお、モータースポーツ用スタッドレスタイヤおよびスタッドタイヤの使用は認められない。
 - タイヤサイズ: 185/60R15
 - ― 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
- 3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
- 4. 溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
- 本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。

ホイール

- 1. 材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
- 2. 部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
- リム幅は 5J(JJ),5.5J(JJ),6J(JJ),6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
- 4. インセットは自由。
- 5. ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
- 6. ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に 関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

- 1. タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- 2. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より 突出していないこと。
- 3. 参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。

13.8) E-2 (ZN6) 車両規定

2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RJ·RPN·RF 車両で、第 12 条.7 に記載された 日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.8-1) 安全規定

13.8-1-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆うことを強く推奨する。

RC 認定部品ロールケージ (4 名乗車仕様: TOYOTA 86「86Racing」装着品)

品番: 66510-ZN600 (ロールケージ) 品番: 66510-ZN620 (ロールケージ)

※上記ロールケージは RF 車両規定合致品になる。2 名乗車に変更することは認められない。

② JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RJ·RPN·RF 車両)に合致したもの

13.8-2) 改造規定

13.8-2-1) エンジンおよび補機 13.8-2-1-1) 過給器

装着は認められない。

13.8-2-2) シャシー

13.8-2-2-1) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ

- 1. 下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。
 - 一 公道走行が認められている住友ゴム工業(株)「DIREZZA」ブランドおよび 横浜ゴム(株)「ADVAN」ブランドの一般市販ラリータイヤ
 - --「M+S」、「M・S」、「M&S」表示のある縦溝と横溝で構成されるブロックパターンのタイヤ
 - ― 縦溝のみ、または横溝のみのパターンは認められない。
 - タイヤサイズ : 195/65R15 もしくは 205/65R15
 - 一 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
 - ※ 他タイヤメーカー銘柄の追加承認、上記使用可能タイヤに変更があった場合は、 改めて TGRRC 事務局より公示する。
- 2. スノーイベントについてのみ下記の条件を満たしたタイヤの使用を認める。
 - 公道走行が認められている国内一般市販スタッドレスタイヤ なお、モータースポーツ用スタッドレスタイヤおよびスタッドタイヤの使用は認められない。
 - タイヤサイズ: 195/65R15 もしくは 205/65R15
 - ― 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
- 3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
- 4. 溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
- 本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。

ホイール

- 1. 材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
- 2. 部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
- リム幅は 5.5J(JJ),6J(JJ),6.5J(JJ),7J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
- 4. インセットは自由。
- 5. ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
- 6. ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に 関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

- 1. タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- 2. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より 突出していないこと。
- 3. 参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。

13.9) E-3 (トヨタ車 1,500cc 以下) 車両規定

2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った R·RJ·RPN·RF·AE 車両、 もしくは 2002 年ラリー車両規定に従って製作された RB 車両で、気筒容積 1,500CC 以下のトヨタ車限定とし、 本項以下全ての規定を満たすこと。

完全なオープン車体構造の車両は、ハードトップを装着しなければならない。

また、コンバーティブル車体構造の車両(開閉または脱着可能な屋根を備えた車両)についても、オープン車体構造の車両に準じた措置をとらなければならない。

なお、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup については各大会特別規則書に記載のある場合、オーガナイザーの指示に従う事。

13.9-1) 安全規定

13.9-1-1) ロールケージ

下記を装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆うことを強く推奨する。

JAF 国内車両規則ラリー車両規定(R·RJ·RPN·RF·AE·RB 車両)に合致したもの ※2 名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.9-2) 改造規定

13.9-2-1) シャシー

13.9-2-2) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

なお、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup については各大会に準ずる。

タイヤ

- 1. 下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。
 - 一 公道走行が認められている住友ゴム工業(株)「DIREZZA」ブランドおよび 横浜ゴム(株)「ADVAN」ブランドの一般市販ラリータイヤ SCP10 については住友ゴム工業(株)「SPORT 85R」の使用を認める。
 - ─「M+S」、「M・S」、「M&S」表示のある縦溝と横溝で構成されるブロックパターンのタイヤ
 - ― 縦溝のみ、または横溝のみのパターンは認められない。
 - 一 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
 - ※ 他タイヤメーカー銘柄の追加承認、上記使用可能タイヤに変更があった場合は、 改めて TGRRC 事務局より公示する。
- 2. スノーイベントについてのみ下記の条件を満たしたタイヤの使用を認める。
 - 一 公道走行が認められている国内一般市販スタッドレスタイヤなお、モータースポーツ用スタッドレスタイヤおよびスタッドタイヤの使用は認められない。一 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
- 3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
- 4. 溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
- 5. 本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。

ホイール

- 1. 材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
- 2. 部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
- 3. 使用ホイールは、参加する車両(R·RJ·RPN·RF·AE·RB)それぞれの規定に準じるサイズであること。
- 4. インセットは自由。
- 5. ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
- 6. ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に 関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

共通

- 1. タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- 2. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より 突出していないこと。
- 3. 参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。

13.10) E-4(トヨタ車 1,501cc 以上) 車両規定

2019 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った R·RJ·RPN·RF·AE 車両、 もしくは 2002 年ラリー車両規定に従って製作された RB 車両で、気筒容積 1,501CC 以上のトヨタ車限定とし、 本項以下全ての規定を満たすこと。

完全なオープン車体構造の車両は、ハードトップを装着しなければならない。

また、コンバーティブル車体構造の車両(開閉または脱着可能な屋根を備えた車両)についても、オープン車体構造の車両に準じた措置をとらなければならない。

なお、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup については各大会特別規則書に記載のある場合、オーガナイザーの指示に従う事。

13.10-1) 安全規定

13.10-1-1) ロールケージ

下記を装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆うことを強く推奨する。

JAF 国内車両規則ラリー車両規定(R·RJ·RPN·RF·AE·RB 車両)に合致したもの ※2 名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.10-2) 改造規定

13.10-2-1) シャシー

13.10-2-2) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

なお、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup については各大会に準ずる。

タイヤ

- 1. 下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。
 - 一 公道走行が認められている住友ゴム工業(株)「DIREZZA」ブランドおよび 横浜ゴム(株)「ADVAN」ブランドの一般市販ラリータイヤ
 - ─「M+S」、「M・S」、「M&S」表示のある縦溝と横溝で構成されるブロックパターンのタイヤ
 - ― 縦溝のみ、または横溝のみのパターンは認められない。
 - ― 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
 - ※ 他タイヤメーカー銘柄の追加承認、上記使用可能タイヤに変更があった場合は、 改めて TGRRC 事務局より公示する。
- 2. スノーイベントについてのみ下記の条件を満たしたタイヤの使用を認める。
 - 一 公道走行が認められている国内一般市販スタッドレスタイヤなお、モータースポーツ用スタッドレスタイヤおよびスタッドタイヤの使用は認められない。一 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
 - 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
- 4. 溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。
- 5. 本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。

ホイール

- 1. 材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
- 2. 部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
- 3. 使用ホイールは、参加する車両(R·RJ·RPN·RF·AE·RB)それぞれの規定に準じるサイズであること。
- 4. インセットは自由。
- 5. ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
- 6. ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に 関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

共通

- 1. タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- 2. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より 突出していないこと。
- 3. 参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。

13.11) OPEN 車両規定

2019年 JAF 国内競技車両規則第2編に従ったR·RJ·RPN·RF·AE 車両、 もしくは 2002 年度ラリー車両規定に従って製作された RB 車両とする。 全自動車メーカーの車両を対象とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

完全なオープン車体構造の車両は、ハードトップを装着しなければならない。

また、コンバーティブル車体構造の車両(開閉または脱着可能な屋根を備えた車両)についても、オープン車体構造の車両に準 じた措置をとらなければならない。

13.11-1) 安全規定

13.11-1-1) ロールケージ

下記を装着すること。

保護のためクルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て緩衝材で覆うことを強く推奨する。

JAF 国内車両規則ラリー車両規定(R·RJ·RPN·RF·AE·RB 車両)に合致したもの

※2 名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.11-2) 改造規定

13.11-2-1) シャシー 13.11-2-2) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ

- 下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。
 - 一 公道走行が認められている住友ゴム工業(株)「DIREZZA」ブランドおよび 横浜ゴム(株)「ADVAN」ブランドの一般市販ラリータイヤ
 - ─ 「M+S」、「M・S」、「M&S」表示のある縦溝と横溝で構成されるブロックパターンのタイヤ
 - 一 縦溝のみ、または横溝のみのパターンは認められない。
 - 一 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
 - ※ 他タイヤメーカー銘柄の追加承認、上記使用可能タイヤに変更があった場合は、 改めて TGRRC 事務局より公示する。
- 2. スノーイベントについてのみ下記の条件を満たしたタイヤの使用を認める。
 - ― 公道走行が認められている国内一般市販スタッドレスタイヤ なお、モータースポーツ用スタッドレスタイヤおよびスタッドタイヤの使用は認められない。
 - 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
- 3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
- 溝は常に 1.6mm 以上でスリップサインが出ていないこと。 5. 本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。

ホイール

- 1. 材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
- 部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
- 3. 使用ホイールは、参加する車両(R·RJ·RPN·RF·AE·RB)それぞれの規定に準じるサイズで あること。
- 4. インセットは自由。
- ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
- ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に 関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

共诵

- 1. タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より 突出していないこと。
- 3. 参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。

第14条 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、できる限り変更・改造の範囲を最小限に留めた廉価な車両で平等な条件の下に、一人でも多くの人々が参加できることを目的として作成されたものである。

指定部品または認定部品を含む部品類およびタイヤ等定期交換や補給が必要となる消耗品類の一切に関わらず、いついかなる時・いかなる場所・いかなる者においても購入や入手が可能なものでなくてはならず、たとえ外観・品番・呼称等が同一であっても著しい機能・性能的特徴差を有する場合、本条の解釈に反するものと見做す。

本規則の解釈に万一疑義を生じた場合は技術委員長の解釈をもって最終とする。

第 15 条 安全対策

車両破損等により一般公道における運行に不適と判断された車両は、競技中であっても競技会審査委員会より、リタイヤが勧告され、オーガナイザーの指示に従い規定の場所までキャリアカー等で移動しなければならない。

規定の場所とは車両の所有者または使用者の保管場所、もしくは自動車修理工場とする。

クルーがキャリアカーの手配が出来ない場合は、オーガナイザーが準備するキャリアカーにて 搬送する(キャリアカー費用はクルー負担)。

移動は競技終了後、もしくは競技中に速やかに行い、競技開催日内にて終了するものとする。 ただし、オーガナイザーへ申告し、認められた場合はこの限りではない。

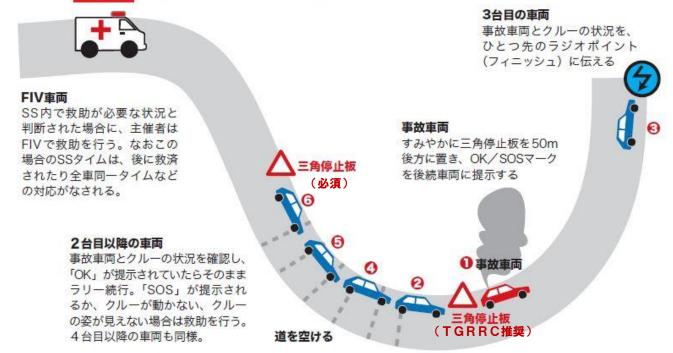
TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge2019 競技規定

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup の参加者は以下を遵守しなければならない。
TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup の参加者は特別な記載のない限り各オーガナイザーの指示に従うこと。

第16条 クルー (ドライバー、コ・ドライバー) の遵守事項

- 1. クルーは、競技運営上あらゆる規定、指示に従い常に明朗公正に言動し、大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような行動をしてはならない。
- 2. 競技への参加受付はクルー自身で受けること。
- 3. 競技中いかなる時も道路交通法の遵守を最優先とすること。 また、レッキにおいても道路交通法を遵守し、急発進、急旋回、急停止、蛇行など挙動を乱した走行をしないこと。
- 4. 一般車両および歩行者、地域住民に迷惑を及ぼさないこと。
- 5. 他車に追従する場合または対向車のある場合は前照灯の照射方向を下向きに変更すること。
- 6. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲ること。
- 7. 登録したクルー以外は乗車してはならない。
- 8. リタイヤした場合は、直ちに最寄りのオフィシャルにリタイヤ届を提出すること。 提出が不可能な場合は、電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。 また、ゼッケン、ラリー競技会之証およびその他競技会関係貼付物を取り除くこと。
- 9. 走行中は、シートベルトを必ず装着し、タイムトライアルを行う場合やオーガナイザーが指示した場所では 必ずヘルメットを装着し、サイドウインドウを閉めて走行すること。
- 10. クルーの安全
- 10.1 SS で参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも 50m 手前の目立つ場所に 反射式の三角停止板を配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。 その際、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge では車両直後にも三角停止版を配置することを推奨する。 なお、車がコース上にない場合も三角停止板を配置しなければならない。 この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
- 10.2 参加車両には、片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれた A3 判のカードが搭載されており、 救急医療措置が不要な場合、もしくは消火が必要でない場合は、「OK」ページを少なくとも 3 台の後続車に明瞭に提示すること。 また、他に援助を行おうとしている物(ヘリコプター等)があれば、それらに対しても同様に提示すること。 停車車両がコース上の場合は、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し当該区間最終車両通過まで 合図をすること。
- 10.3 その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。
- 10.4 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。 特に後続車両が接近した場合は、作業を中断して安全な場所へ退避すること。
- 10.5 復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。
- 10.6 クルーが車両から離れる場合、後続車にはっきりと見える場所に「OK」ページを提示しておくこと。
- 10.7 近接した地点に複数車両が停止した場合、それぞれの車両が上記 9.1~9.6 を実施すること。
- 10.8 救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要な場合は赤色の「SOS」ページを提示すること。 これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。 また「OK」「SOS」のどちらの提示も無く、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内にいると思われる場合も 同様の手順に従うこと。
 - ① 助するために直ちに停止する。
 - その他の後続の車両も停止し、事故現場に2番目に到着した車両は、 事故のことを知らせるために次のラジオポイントまで行く。 ラジオポイントを過ぎている場合は、ゴール地点TCまで行く。
 - ②それ以降の後続車は緊急車のための車幅を空けて停止し、援助を行う。

SOSが提示された場合の対処方法



付則 1 SS内の緊急時におけるクルーの遵守事項手順

第 17 条 参加車両検査

- 1. すべての参加車両はオーガナイザーの指定した場所および時間において、車両検査を受けなければならない。
- 2. 規定の時間内に車両検査に合格しない車両のスタートは認められない。
- 3. ゴール後の暫定結果に従い、上位入賞車両に対して車両検査を行う。
- 4. 競技中であっても、技術委員長が必要と認めた場合は、車両検査を行う場合がある。
- 5. 本条3および4において、技術委員が要求する車両各部の分解および検査終了後の再組立は、 すべてクルーの用意する人員、工具、部品、費用によって行うものとする。
- 6. 必要に応じて車両保管を行う場合がある。 その場合、車両保管場所へのクルーおよびその関係者の立ち入りは許されない。

第 18 条 ドライバーズブリーフィング

- 1. ドライバーズブリーフィングは、スタート会場で行う。
- 2. 全てのクルー(ドライバーおよびコ・ドライバー)はブリーフィングに出席しなければならない。

第19条 マナー講習・講習会テキスト

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 初参加のクルーは開催前日に行われるマナー講習を受講しなければならない。

なお、2011 年以前の TRD Vitz Challenge に参加経験のあるクルーであっても TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge として初参加であれば、対象とみなす。

対象となるものは予め講習会テキストを大会当日までに必読することを義務つける。 講習会テキストは公式サイトよりダウンロードもしくはプリントアウトし、 講習会当日に確認できるようにすること。

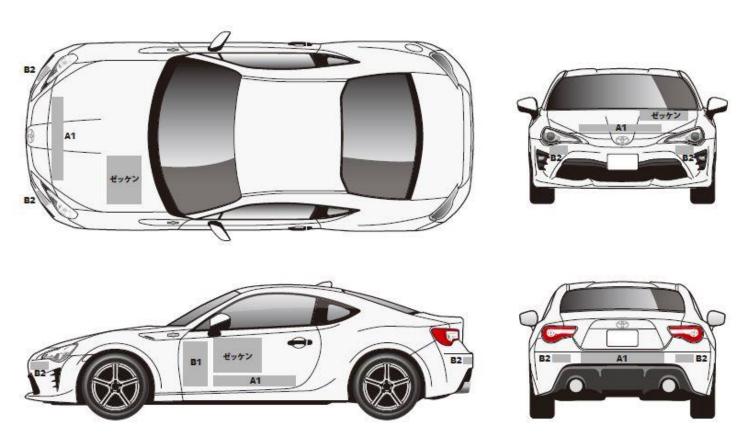
第20条 ゼッケン・スポンサーマークの指定

20.1) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup における指定

- 1. ステッカーは大会開催日前日および当日の参加受付においてクルーに直接配布する。
- 2. ゼッケンは大会開催日当日のレキ受付および参加受付において一部もしくは全てをクルーに直接配布する。 斜め貼り等のアレンジを加えた貼付は認められない。
- 3. 上記ステッカーおよびゼッケンは指定位置に貼付しなければならない。 技術員により、これらが適切に貼付されていないと判断される場合、その場で是正措置を講じなければならない。
- 4. 別途公示のうえ各ラウンドでのステッカー配布時に正式なテンプレートを配布する。
- 5. 付則2の網掛けにあたる位置への指定貼付物以外のステッカーの張付は認めない また、参加車両にラッピング等を施す場合、デザインやロゴは指定貼付位置に影響を与えぬように考慮すること。
- 6. TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge2018以前の指定ステッカーは全て剥がさなければならない。

番号	貼付物	貼付箇所	貼付数(全数)	サイズ
_	ゼッケン	<u>ボンネット</u> 、左右ドア	各1枚(<u>3</u> 枚)	幅 <u>420</u> mm×高さ <u>300</u> mm
A1	大会ステッカー	ボンネット、左右ドア、リヤバンパー	各1枚(4枚)	幅 630 mm×高さ 100 mm
B1	指定ステッカー1	左右ドア	各1枚(2枚)	幅 220 mm×高さ 350 mm
B2	指定ステッカー2	フロントバンパー、リヤバンパー	各 2 枚(4 枚)	幅 190 mm×高さ 80 mm

「JAF 公認ラリー競技会之証」は必ず携行および車両に貼付すること。 貼付けは助手席側後部窓に内側から行い、車両外部から容易に確認が出来ること。

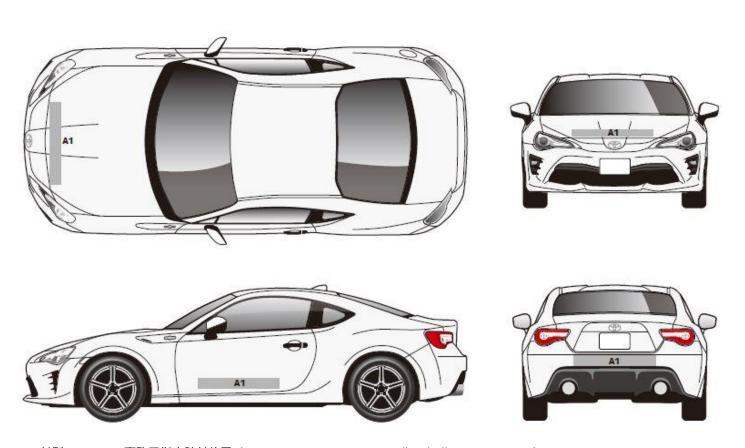


付則2 TGRRC事務局指定貼付位置 (TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup)

20.2) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup における指定

- 1. ステッカーは大会開催日前日および当日の参加受付においてクルーに直接配布する。
- 2. 上記ステッカーは指定位置に貼付しなければならない。 斜め貼り等のアレンジを加えた貼付は認められない。
- 3. 下記添付例は暫定であり、別途公示のうえ各ラウンドでのステッカー配布時に正式なテンプレートを配布する。
- 4. 付則 3 の網掛けにあたる位置への指定貼付物以外のステッカーの張付は認めない また、参加車両にラッピング等を施す場合、デザインやロゴは指定貼付位置に影響を与えぬように考慮すること。
- 5. その他のゼッケン等の貼付については各大会オーガナイザーの指示に従うこと。

番号	貼付物	貼付箇所	貼付数(全数)	サイズ
A1	大会ステッカー	ボンネット、左右ドア、リヤバンパー	各1枚(四枚)	630mm×100mm



付則3 TGRRC事務局指定貼付位置 (TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup)

第21条 スタート

- 1. 特別規則書で特に言及されていない場合、全車両のスタート時間の間隔は1分となる。
- 2. 競技長は安全上の理由、および審査委員会の助言により、クルーのスタート順もしくはスタート間隔の変更を行うことがある。
- 3. セクションのスタートから 30 分以上遅れたクルーについては、そのセクションをスタートすることができない。
- 4. ただし、各大会において指示がある場合はそれに準ずること。

第22条 ルートおよび指示事項

- 1. ルートはオーガナイザーが試走車によって走行し定め、ロードブックに記載する。
- 2. ロードブックはヘッドクォーターにて交付する。
- 3. オーガナイザーは競技会審査委員会の承認のもとに、天候・道路状況・その他の事情により、 予告なくルート及び指示事項を変更することがある。
- 4. ただし、各大会において別途指示がある場合はそれに準ずること。

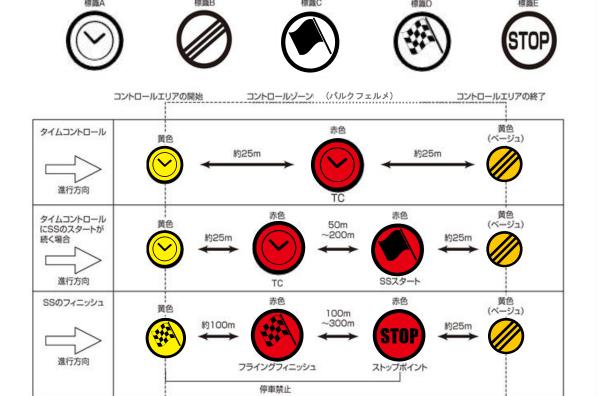
第23条 タイムカードへの記入

- 1. ラリーのスタートにおいて、各ロードセクションごとに定められた目標所要時間が記入されたタイムカードをクルーに支給する。
- 2. タイムカードの提出および記入内容の確認は各クルーの責任において行うこと。
- 3. タイムカードは常に提示できるようにしておき、コントロールではクルー自身が競技役員にカードを提出し、 記入を受けること。
- 4. タイムカードに記入された時刻に対する異議申立は、当競技役員に直ちに行うこと。 また、その判定と指示に従わなければならない。
- 5. ただし、各大会において別途指示がある場合はそれに準ずること。

第24条 コントロールの手順と機能

- 1. TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge のすべてのコントロールは以下の方法で示される。
- 1.1 コントロールエリアの開始は黄色地の予告標識によって示される。 予告標識から約 25m 先に設置される実際コントロールの位置は、予告標識の同一図柄の赤色地標識によって示される。 さらに約 25m先に設置されるコントロールエリアの終了は黄色(ベージュ)地に黒の斜線が 3 本入った 終了標識によって示される。
- 1.2 コントロールエリアはパルクフェルメとみなされ、いかなる修理も行ってはならない。 またいかなる援助も受けてはならない。
- 1.3 参加車両は、タイムカードへの記入等に必要な時間を越えてコントロールエリア内に留まってはならない。
- 1.4 チェックインはクルーの責任で行われなければならない。
- 1.5 すべてのコントロールは、最初の参加車両の通過予定時刻30分前から開設し、最終参加車両の到着予定時刻に 失格時刻を加えた15分後までに閉鎖する。
- 1.6 クルーはコントロールの責任者の指示に従わなければならない。
- 2. すべてのコントロールは本規則本条に示す標識を使用する。
- 2.1 タイムコントロール: 黄色地のAの標識はコントロールエリアの開始を示す(予告標識)。 そのコントロールの実際の位置は赤色地のAの標識で示される。 コントロールエリアの終了は黄色(ベージュ色)地のBの標識で示される。(終了標識)
- 2.2 スペシャルステージ:スタート地点は赤色地のCの標識で示される。
 - フィニッシュ地点の予告は黄色地の D の標識で示される。
 - 計時の行われる実際のフィニッシュ地点は赤色地の D の標識で示される。
 - さらにその先(100~300m)に設置された計時記録記入地点(ストップポイント)は、
 - 赤色地に"STOP"と表示された停止標識で示される。
 - さらにエリアの終了は黄色(ベージュ色)地のBの標識で示される。
- 3. タイムコントロールにおけるチェックインの手順
- 3.1 チェックインの手順は、参加車両がコントロールエリアの開始を示す標識を通過した地点から始まる。 通過判断は当該TCのオフィシャル判断によるものとする。
- 3.2 コントロールエリアの開始を示す標識からコントロールを示す標識までの間はいかなる理由でも停車したり、 異常な低速で走行したりしてはならない。
- 3.3 実際の計時とタイムカードへの記入は、参加車両とその2名のクルーが当該コントロールエリア内にあり、 設置された記入場所に到着した時にのみ行うことができる。
- 3.4 何らかの原因によりコントロールエリアが参加車両等で混雑し、目標到着時刻に参加車両が コントロールエリアに進入出来ない場合は、コ・ドライバーが車両を降りてタイムカードをタイムコントロールに 提出することによって、当該参加車両がコントロールエリア内に進入したものとみなす。 この場合、車両がコントロールエリア外にあっても、パルクフェルメ規定が適用される。
- 3.5 コ・ドライバーは、徒歩で自車の目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリア内に進入してもよい。 さらに、目標時刻通りに自車をチェックインさせるため、ドライバーにコントロールエリアへの進入の合図を 送ってもよい。
- 3.6 タイムカードへのチェックイン時刻の記入はクルーからタイムカードの提出を受けたタイムコントロールの担当競技役員によって行われる。
 - その際に記入される時刻は、実際にクルーから競技役員にカードが手渡された瞬間の時刻とする。
- 3.7 目標チェックイン時刻とは、ロードセクションを走行するために指定された目標所要時間を当該区間のスタートした時刻に加えたもので、分単位まで表示される。
- 3.8 参加車両が目標チェックイン時刻と同じ分、またはその前の分にコントロールエリアに進入しても早着のタイムペナルティは受けない。
- 3.9 目標チェックイン時刻が 10 時 00 分の場合、チェックインが 10 時 00 分 00 秒から 10 時 00 分 59 秒の間に行われれば、 目標時刻どおりに到着したものと見なされる。
- 4. コントロールのスタート時刻
- 4.1 次のロードセクションがスペシャルステージを伴わない場合、タイムカードに記入されたチェックイン時刻が そのまま次のロードセクションのスタート時刻となる。
- 4.2 次にスペシャルステージのスタートが続く場合は下記の手順が適用される。

- 4.3 当該タイムコントロールとスペシャルステージのスタートコントロールは同一のコントロールエリアに含まれるものとし、標識は下記の通り示す。
 - ・黄色地のタイムコントロール予告標識
 - ・約 25m 先に赤色地のタイムコントロール標識
 - ・50~200m 先に赤色地に閉じた旗のスペシャルステージスタート標識
 - ・25m 先に黄色(ベージュ)地に黒の斜線が3本入ったコントロールエリア終了標識
- 4.4 当該タイムコントロールにおいては、チェックイン時刻に加えて、続くスペシャルステージのスタート予定時刻も同時に記入される。
 - このスタート時刻はチェックイン時刻の3分後とする。
- 4.5 その後、参加車両は速やかにスペシャルステージのスタートコントロールに移動し、スタートコントロールの 競技役員によってタイムカードに記入された実際のスタート時刻に従ってスタートすること。
- 4.6 スペシャルステージフィニッシュ後、競技車両はストップポイントにてフィニッシュライン通過時刻の記入を受ける。 ロードセクションのスタート時刻は、スペシャルステージスタート時刻とする。
- 5. リグループのコントロール
- 5.1 リグループエリアの設置目的は、遅着やリタイヤによって発生した参加車両の時間間隔を詰めることである。 そのため、停車しなければならない時間は競技車両ごとに異なることがある。
- 5.2 リグループのコントロールに到着したら、クルーは担当の競技役員にタイムカードを提出し、 スタート時刻の指示を受けること。 それから速やかに参加車両をパルクファルメ内に進入させ、指示された場所に停車し、エンジンを停止すること。
- 5.3 リグループエリア内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該参加車両にそのバッテリーを 搭載してはならない。
- 6. スペシャルステージ
- 6.1 スペシャルステージ区間の計時は所要全時分秒および適用される場合は 1/10 秒まで計時し、成績に反映する。
- 6.2 クルーがスペシャルステージを逆走することは禁止する。
- 6.3 スペシャルステージのスタートはスタンディングスタートとする。 参加車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止し、スタートの合図にしたがってスタートすること。 合図が出されてから 20 秒以内にスタートできない車両は失格とし、安全な場所に速やかに移動される。
- 6.4 スタートの合図は 30 秒·15 秒·10 秒·5 秒·4 秒·3 秒·2 秒·1 秒の順にカウントダウンする。 これを電気式のカウントダウン表示装置(灯火信号付き)によって行う場合がある。 また、この装置に連動してフライング検知装置を使用する場合がある。
- 6.5 指定されたスタート時刻までにクルーの準備が間に合わず、自己のスタートが遅れた場合は、本規定 27 条に 準じたタイムペナルティが課されたうえで担当競技役員によって新たな時刻が与えられる。
- 6.6 各スペシャルステージにはオーガナイザーによりあらかじめ基準所要時間が設定され、公式通知にて通知される。
- 6.7 スペシャルステージのフィニッシュはフライングフィニッシュとする。 フライングフィニッシュよりストップポイントの間は停車を禁止する。
- 6.8 ストップポイントにてタイムカードにフィニッシュライン通過時刻(時、分、秒、および適用される場合は 1/10 秒)の 記入を受けること。
- 6.9 スペシャルステージ内ではヘルメット及び安全ベルト着用が義務づけられる。 コントロールエリアの退出後、安全な場所でクルーの装備品を取外すこと。
- 7. ただし、各大会において別途指示がある場合はそれに準ずること。



付則 4 コントロールで使用される標識(サイン)の種別・使用方法

第 25 条 標準時刻

計時はすべてオーガナイザーの所持する時計により行う。

ラリー全体を通して使用する公式標準時刻は NTT(電話 117)の時報による日本標準時刻とする。

第 26 条 競技結果

- 1. 競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間とロードセクションその他で課されたペナルティタイムを合計して決定される。
- 2. 複数のクルーの最終成績が同じである場合は、最初のスペシャルステージでより少ない所要時間を記録したクルーが上位となる。
- 3. これで順位が決定できない場合は2番目以降のスペシャルステージの結果を順次比較して決定する。

第 27 条 罰則

本競技会には本規定第29条に加え、2019年国内競技規則付則による罰則が適用される。

第 28 条 棄権

クルーが競技途中で棄権する場合は、最寄りの競技役員にリタイヤ届けを持って申告しなければならない。 提出が不可能な場合は、電話等その他の手段で競技役員又は大会事務局へ連絡すること。

第 29 条 失格

クルーが以下の各項に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

- 1. 対人あるいは対物事故を起こしたとき。
- 2. 道路交通法に違反したとき。
- 3. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
- 4. 走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき。
- 5. タイムカードを改ざんしたとき。
- 6. 車両規則違反が発見されたとき。
- 7. 競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。
- 8. クルーまたは関係者間で不正行為があったとき。
- 9. その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
- 10. 各諸規則および本規則ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

第30条 競技打ち切り、中断と成立

- 1. 競技の進行が、全ての参加車両に対して不可能、または著しい障害になったとき、または他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと、競技長の判断によって打ち切りおよび特定区間中断がなされる。その場合、コース上の競技役員によって指示または対策を指示する。
- 2. 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点におけるものとする。

第31条 競技会の中止または延期

保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、オーガナイザー/TGRRC事務局/競技会審査委員会等の決定によって競技会の開催を中止、延期、またはコースの短縮等の対応を行うことがある。

また中止、再競技の場合の日時は、公式通知を以って公表する。

31.1) 荒天・自然災害時の対応

大会開催にあたり、荒天・災害によってクルーおよびスタッフ等に対して人的・物的被害が想定される場合、 下記の通り対応する。

なお、荒天・災害とは気象庁の定める下記の特別警報および警報・注意報の発令された状況を指す。

また、これらに準ずる緊急性の高い状況において同様に対応を行う。

Ī	荒天	特別警報	大雨特別警報/大雪特別警報/暴風特別警報/暴風雪特別警報/波浪特別警報/高潮特別警報
		警報	大雨警報/洪水警報/大雪警報/暴風警報/暴風雪警報/波浪警報/高潮警報
		注意報 大雨注意報/洪水注意報/大雪注意報/強風注意報/風雪注意報/波浪注意報/高潮注意報	
			濃霧注意報/雷注意報/なだれ注意報/着氷注意報/着雪注意報/融雪注意報

-					
	自然災害	警報	大津波警報/津波警報/噴火警報(居住地域)/噴火警報/噴火警報(火口周辺)/火口周辺警報		
		> > - 	油油汽车扣		
		注意報	津波注意報		
			112220112		
		小丰土口			
		情報	地震情報/津波情報/警戒情報(避難指示・避難勧告・避難準備)		
		113116	ORTHAN IN CORPUS CAPITAL CAPITAL		
		▽ #¤	- 油水 2 担 // 南		
		予想	津波予想/噴火予想		

1. 当該大会開催地を含む都道府県内において、

開催日4日前より開催日2日前にかけて荒天を示す特別警報および警報が発令されている場合、

オーガナイザーおよび TGRRC 事務局協議のうえこの対応について決定する。

対応は遅くとも開催日 2 日前の 18:00 迄に決定し、公式 HP 掲載のうえ公示を行う。

2. 当該大会開催地を含む都道府県内において、

開催日4日前より開催日2日前にかけて上記に定める荒天を示す注意報が発令されている場合、

TGRRC 事務局の判断において注意喚起を行う。

注意喚起は遅くとも開催日 2 日前の 18:00 迄に公式 HP 掲載のうえ公示を行う。

3. 当該大会開催地を含む都道府県内において、

開催日前日より開催日当日にかけて上記に定める荒天を示す特別警報および警報が発令されている場合、 オーガナイザーおよび TGRRC 事務局協議のうえこの対応について決定する。

対応は電話連絡および公式掲示板にて公示を行う。

4. 当該大会開催地を含む都道府県内において、

開催日前日より開催日当日にかけて上記に定める荒天を示す注意報が発令されている場合、

TGRRC 事務局の判断において注意喚起を行う。

注意喚起は当該大会公式掲示板にて公示を行う。

5. 当該大会開催地を含む都道府県内において、

開催日4日前より開催日2日前にかけて上記に定める自然災害を示す警報が発令されている場合、

当該大会は中止とする。

なお、これらは情報の掲載なく決定・公示されたものとする。

6. 当該大会開催地を含む都道府県内において、

開催日4日前より開催日2日前にかけて上記に定める自然災害を示す注意報および情報が発令されている場合、オーガナイザーおよびTGRRC事務局協議のうえ中止判断を行う。

中止が決定された場合、遅くとも開催日 2 日前の 18:00 迄に公式 HP 掲載のうえ公示を行う。

7. 当該大会開催地を含む都道府県内において、

開催日前日より開催日当日にかけて上記に定める自然災害を示す警報が発令された場合、

当該大会は即時中止とする。

なお、これらは情報の掲載なく決定・公示されたものとする。

8. 当該大会開催地を含む都道府県内において、

開催日前日より開催日当日にかけて上記に定める自然災害を示す注意報および情報が発令された場合、

オーガナイザーおよび TGRRC 事務局協議のうえ中止判断を行う。

中止が決定された場合は当該大会公式掲示板にて公示を行う。

第32条 燃料および電気等の補給

ガソリンおよび軽油を燃料とする車両における競技中の参加車両への燃料補給は、オーガナイザーが指定する燃料補給所(場所)で行い、この場所以外の燃料補給は禁止する。

燃料補給中は動力機構を停止するとともに、クルーは車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外していなければならない。

その他を燃料および動力源とする車両における競技中の参加車両への燃料・電気等の補給は、

クルーの責任において設備および安全担保を確保しなければならない。

補給場所は参加申込時に TGRRC 事務局に対して確認を行い、承認を得ること。

第33条 サービスとサービスパーク

- 1. 競技中はオーガナイザーが指定した場所(サービスパーク)以外で整備作業を行うことは出来ない。
- 2. 整備作業を行うことができる者は、当該車両のクルーおよびオーガナイザーにサービス登録済みの者とする。
- 3. オーガナイザー登録済みの車両(サービスカー)以外はサービスパークに進入することは出来ない。 また、登録済みの車両(サービスカー)であっても、オーガナイザーは速やかな競技目的の為、 入場を拒否する場合がある。
- 4. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
- 5. サービスパークでの車両整備の範囲は下記のとおりとする。
 - タイヤの交換
 - ・ランプ類のバルブの交換
 - ・点火プラグの交換
 - ・Vベルトの交換
 - 各部点検増締め
 - ・上記以外に作業員の安全を十分確保することを条件に、競技会技術委員長が許可した項目
- 6. 上記以外の整備作業を実施する際には必ずロードブック内の整備申告書に整備項目を記載し、競技会技術委員長に 提出、確認を得ること。
- 7. 整備車両実施後は必ず競技会技術委員の確認を得ること。

第34条 損害の補償

- 1. クルーは車両および付属品が破損した場合、その責任はクルー各自が負わなければならない。
- 2. クルーは、JAF およびオーガナイザー並びに大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを 了承していなければならない。

即ち、大会役員は、その役務に最善を尽くすことは勿論であるが、クルーの負傷、死亡その他車両の損害事故に対しては、一切の責任を負わない。

第35条 抗議

- 1. クルーは、自分が不当に処遇されていると判断した場合は、これに対して抗議することが出来る。 ただし、自分の参加拒否並びに審判員の判定に対する抗議は出来ない。
- 2. 抗議はロードブック内のエンクワイアリーシートにその理由を具体的に記述し、1件につき抗議料を添えて、文書で競技長を経て競技会審査委員会に提出する。
- 3. 裁定の結果は、関係当事者に口頭による宣告と公式通知を以って通知される。
- 4. 抗議料はその抗議が正当と裁定された場合のみ返却される。
- 5. 競技に関する抗議は、フィニッシュ後30分以内、成績に関する抗議は、 暫定結果発表後30分以内にしなければ無効となる。 また、技術委員の決定に対する抗議は決定直後にしなければ無効となる。

第36条 賞典・シリーズポイント

36.1) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 各大会賞典

C-1~3、E-1~4 は、1~3 位に対して JAF メダル・盾および賞典を授与する。 ただし、各クラスとも参加台数の30%(小数点以下切り上げ)の範囲内とする。 また、上記以外に特別賞を授与する場合がある。

36. 2-1) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup シリーズポイント

下記の通り TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge シリーズポイントを与える。

C-1~3、E-1~4 の 1 位~6 位および、完走したドライバー、コ・ドライバーに対して各クラスとも、 以下のようにシリーズポイントを与える。

順位	-	ポイント
1位	-	10
2 位	-	8
3 位	-	6
4位	-	4
5 位	-	3
6位	-	2
完走	-	1

36. 2-2) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup シリーズ・有効ポイント

- 1. ポイントは、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge シリーズ開催 11 戦のうち、計 5 戦を有効とし、 その合計で順位を決定する。
- 2. 入賞回数が本項 1.を超過する場合、下記の順で有効とする。
 - (1) 上位入賞
 - (2) 早い日程のラウンドでの入賞
- 3. 各シリーズランキングにおいて同ポイントの場合は下記の順で決定する。
 - (1) 上位入賞回数の多い者
 - (2) 出場回数の多い者
 - (3) 早い日程のラウンドに上位入賞した者
- 4. 全てのクラスにおいて、シリーズ参加台数が少数の場合、 TGRTGRRC 事務局の判断でシリーズ表彰対象人数を削減する場合がある。
- 5. 年間表彰式は別に定めて行う。

欠席の場合はシリーズトロフィーのみを郵送で対応し、副賞は授与されない。 ただし、代理人による授与が可能な場合は、この限りではない。 なお、代理人を立てる場合はその旨を TGRRC 事務局まで文章にて届け出ること。

36.2-3) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge / Challenge Cup シリーズ・エントリー

2019年初回エントリー時に所定の書式でシリーズ・エントリーの事前申請を行わなければならない。

36.3-1) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup シリーズポイント

下記の通り TOYOTA GAZOO Racing Rally Challnege Joint cup シリーズポイントを与える。

RC-JC 各クラスの 1 位~6 位および完走したドライバー、コ・ドライバーに対して各クラスとも、以下のシリーズポイントを与える。

順位	-	ポイント
1位	-	10
2 位	-	8
3 位	-	6
4位	-	4
5 位	-	3
6位	-	2
完走	-	1

36.3-2) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup シリーズ・有効ポイント

- 1. ポイントは全大会を有効とし、その合計で順位を決定する。
 - なお、参加大会数の上限は設定しない。
- 2. 各シリーズランキングにおいて同ポイントの場合は下記の順で決定する。
 - (1) 上位入賞回数の多い者
 - (2) 出場回数の多い者
 - (3) 早い日程のラウンドに上位入賞した者
- 3. 各クラス上位ドライバーを特別戦へ招待する。

なお、各シリーズにおいて招待されるドライバー人数は下記の通りとする。

- ① 各シリーズの各クラス参戦者が10名以下: 各クラス1位まで
- ② 各シリーズの各クラス参戦者が 11 名以上 20 名以下: 各クラス 2 位まで
- ③ 各シリーズの各クラス参戦者が 21 名以上 : 各クラス 3 位まで
- 4. 年間表彰式は各地域 JMRC 主催日程に準ずる。

ただし、上記に定める招待選手および参加を希望する選手については別途開催する本大会表彰式への 参加を強く推奨する。

36.3-3) TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Joint cup シリーズ・エントリー

2019年初回エントリー時に所定の書式でシリーズ・エントリーの事前申請を行わなければならない。 大会開催日前日までに申請が無い場合、参加を希望する当該大会結果は集計対象と認めない。

第37条 モラル・マナーの遵守

クルーおよび関係者は法律および条令またはこれに準ずるもののみならず、 社会通念における一般常識に対して厳格にこれを遵守する義務を負う。

一例として、非合法の練習走行およびこれらを助長する行為が大会関係者により確認された場合、本規定第 29 条に基づき 失格および以降の継続的な参加拒否等の厳罰処分を行う。

また、SNS 等を通じて他参加者および関係者の誹謗中傷や罵詈雑言、レギュレーションに対してクレーム等を発信しないこと。本競技・大会に関わる事故画像及び動画を当事者の許可なしで公開しないこと。

第38条 規則の熟知および遵守

クルーおよび関係者はラリーの諸規則ならびに当該大会別に定められた諸規則を熟知し、これを遵守すると共に、 各大会オーガナイザーおよび競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

第39条 本規則の解釈

本規則および競技に関する諸規則の解釈についての疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を以って最終とする。

第40条 本規則の施行

本規則を 2019 年 2月 22 日より施行する。